

久喜市  
災害廃棄物処理計画

平成 31 年 3 月





# 目 次

1. 総則	1
1.1 背景及び目的	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 基本事項	3
1.3.1 想定する災害	3
1.3.2 想定する災害廃棄物の種類	3
1.3.3 災害廃棄物処理の基本方針	4
1.3.4 災害廃棄物の処理主体	4
1.3.5 災害廃棄物処理に係る業務内容	6
2. 災害廃棄物処理に関する情報及び体制	8
2.1 組織体制・指揮命令系統	8
2.2 情報収集・連絡体制	11
2.2.1 情報収集・連絡体制	11
2.2.2 関係機関と共有する情報	11
2.2.3 災害廃棄物処理チームにおいて行う情報収集	13
2.2.4 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報	13
2.3 協力・支援体制	15
2.3.1 自衛隊、警察、消防等との連携	15
2.3.2 国・県の支援	16
2.3.3 県内、近隣市町との連携・支援	17
2.3.4 民間事業者との連携	17
2.4 職員への教育	19
2.5 計画の進捗管理・見直し	20
3. 災害廃棄物対策	21
3.1 廃棄物処理施設	21
3.1.1 廃棄物処理施設の現況	21
3.1.2 一般廃棄物処理（ごみ・し尿）施設等への対策	26
3.1.3 一般廃棄物処理施設の耐震化・洪水対策等	28
3.1.4 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備	29
3.2 災害廃棄物処理業務の内容	30
3.2.1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定	30
3.2.2 処理スケジュール	31
3.2.3 処理フロー	32
3.2.4 収集運搬計画	34
3.2.5 仮置場の設置、運営管理、返却	36
3.2.6 仮設処理施設	40
3.2.7 環境モニタリング	41

3.2.8	再生利用	42
3.2.9	最終処分	43
3.2.10	がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	44
3.2.11	広域的な処理・処分	46
3.2.12	適正処理が困難な廃棄物（有害廃棄物を含む）の対策	47
3.2.13	思い出の品	49
3.2.14	避難所ごみ・生活系ごみ	50
3.2.15	し尿処理	51
3.3	住民への広報・啓発	53
3.3.1	広報	53
3.3.2	相談窓口の設置	54
3.4	発災時における県への事務委託	55
3.5	災害廃棄物処理実行計画	56

# 1. 総則

---

## 1.1 背景及び目的

東日本大震災、阪神・淡路大震災等をはじめとする災害を受け、国では災害廃棄物対策指針の改定を行う等、災害廃棄物の処理に対する検討を進めている。

本計画は、久喜市地域防災計画（平成31年2月 久喜市防災会議）（以下「地域防災計画」という。）に基づき災害廃棄物等の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、久喜市（以下「本市」という。）における平時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

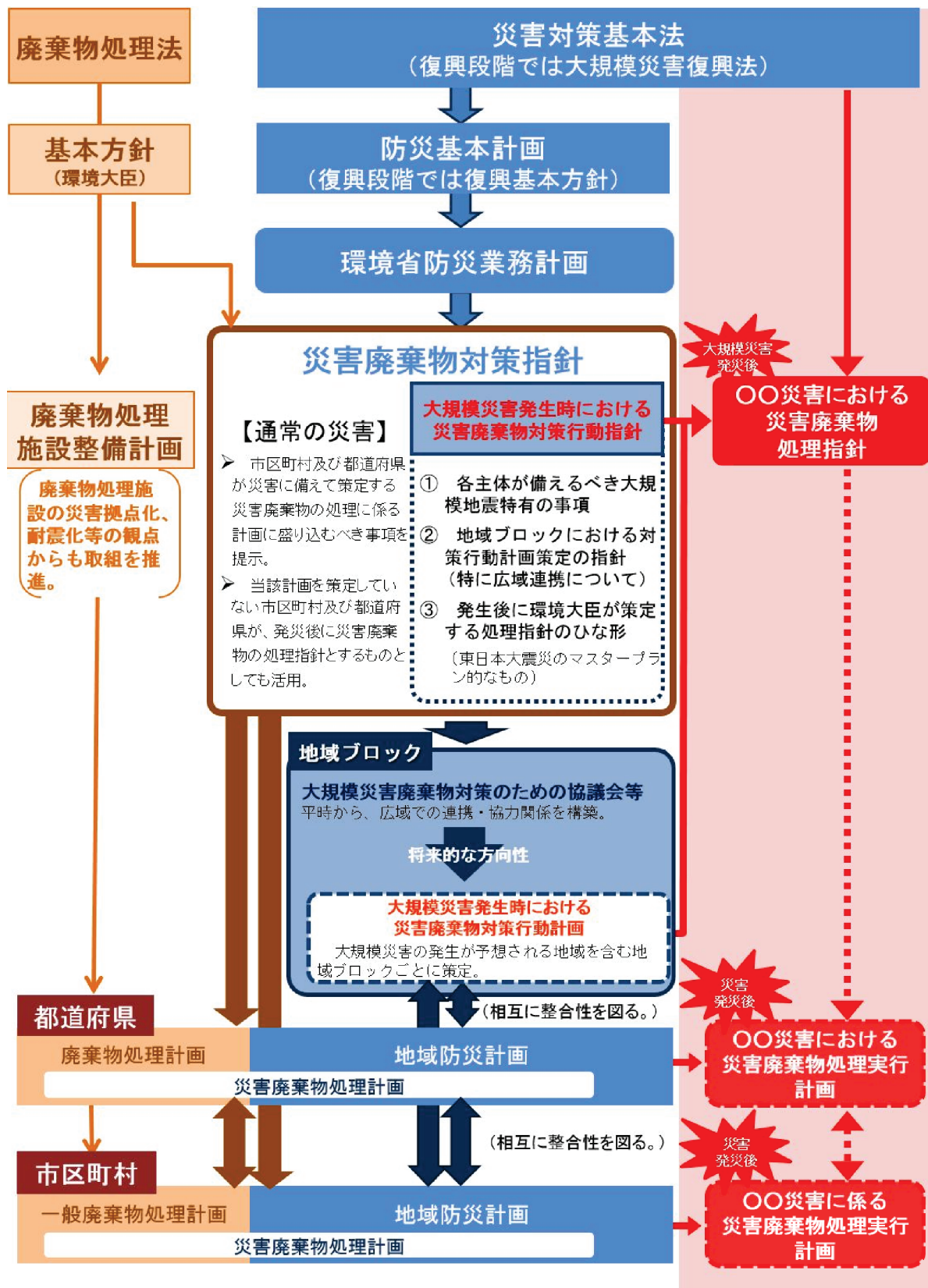


図 1.2.1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

(出典：災害廃棄物対策指針 (改定版) (平成 30 年 3 月 環境省))

## 1.3 基本事項

### 1.3.1 想定する災害

「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成 29 年 3 月)に基づき、地震としては「埼玉県地域防災計画」(平成 26 年 12 月)で想定する地震※のうち、発生確率が比較的高い東京湾北部地震及び最も大きな被害が見込まれる関東平野北西縁断層帯地震(深谷断層帯・綾瀬川断層帯地震)を対象とし、風水害としては大規模水害に係る被害として想定している利根川・荒川の洪水氾濫する風水害を対象とする(表 1.3.1)。

※国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の結果を参考に 5 つの地震(東京湾北部地震(M7.3)、茨城県南部地震(M7.3)、元禄型関東地震(M8.2)、関東平野北西縁断層帯地震(M8.1)、立川断層帯地震(M7.4))を想定している。

表 1.3.1 想定する災害(地震・風水害)

項目	被害等の内容
震度	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾北部地震(海溝型:M7.3): 5 強</li> <li>関東平野北西縁断層帯地震(活断層型:M8.1): 6 強~7</li> </ul>
避難者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾北部地震: 48 人(1 日後)~67 人(1 週間後)~48 人(1 か月後)</li> <li>関東平野北西縁断層帯地震: 2,590 人(1 日後)~4,200 人(1 週間後)~6,291 人(1 か月後)</li> </ul>
全壊・焼失 家屋数	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾北部地震: 6 棟(全壊)~23 棟(半壊)~8 棟(焼失)</li> <li>関東平野北西縁断層帯地震: 537 棟(全壊)~2,566 棟(半壊)~63 棟(焼失)</li> </ul>
項目	被害等の内容
降水量	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川氾濫による洪水 : 八斗島上流域 3 日間総雨量 318mm</li> <li>荒川氾濫による洪水 : 荒川流域 3 日間総雨量 632mm</li> </ul>

### 1.3.2 想定する災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物は、表 1.3.2 のとおりとする。

表 1.3.2 災害時に発生する廃棄物

区分	種類	内容
通常のごみ (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせるごみ</li> <li>燃やせないごみ</li> <li>資源プラスチック類</li> <li>資源リサイクル</li> <li>有害ごみ</li> <li>粗大ごみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ等</li> <li>避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物</li> </ul>
災害により発生するごみ (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせないごみ</li> <li>有害ごみ</li> <li>粗大ごみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内で破損した陶磁器等</li> <li>屋内で破損した家具類、電化製品等</li> </ul>
災害により発生するがれき (災害廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>木くず</li> <li>がれき類</li> <li>金属くず</li> <li>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>繊維くず</li> <li>紙くず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦等</li> <li>倒壊した建築物から発生するがれき</li> <li>倒壊した家屋に残り、解体時に発生する廃棄物(畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等)</li> </ul>

### 1.3.3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づき行う。

#### (1) 分別の徹底

災害時の処理においても、久喜宮代衛生組合（以下「衛生組合」という。）において行っている「資源」と「ごみ」の分類を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。

#### (2) ごみ（一般廃棄物）の処理

一般廃棄物については、衛生組合への搬入を原則とする。

なお、被災状況、廃棄物の量等によっては、他自治体の応援、許可業者等民間収集業者の協力により行う。

#### (3) がれき（災害廃棄物）の処理

表 1.3.2 の区分のうち災害廃棄物については、自衛隊、土木・建築解体業者等の協力を求めて、解体、運搬を行い、処理処分については周辺自治体、産業廃棄物処理業者の協力を求めるとともに、広域災害時に埼玉県（以下「県」という。）が設置する「災害廃棄物処理推進協議会」との調整を図る。

がれき処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。

災害の規模によっては、がれきの処理に相当の時間を要するところがあることから、十分な広さを有し、かつ安全な仮置場の事前確保を計画的に進める。

なお、解体工事及び災害廃棄物の運搬等は、原則として所有者が行う。

#### (4) 衛生組合との連携

ごみ処理、し尿処理にあたっては、衛生組合との連携を密にし、要員、資機材、車両等の確保に努め、迅速な処理を実施する。

### 1.3.4 災害廃棄物の処理主体

本市で発生した災害廃棄物の処理は本市が主体となって処理を行うことを基本とする。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市のみで処理することが困難な場合は民間事業者や他自治体への協力を要請する。

災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、県等への事務委託を行うものとする。

支援団体となる場合は、処理主体である自治体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行う。

#### (1) 本市の役割

本市は、地域防災計画に基づき、本市全域に係る災害について予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

また、本計画に基づき、災害時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ的確に行う。

災害廃棄物処理における本市の役割を以下に示す。

- ・災害時には、被害の状況と災害廃棄物の種類、発生量推計値、処理期間、処理の基本方針や処理の流れ等を整理した災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害時の応急体制を整備する。
- ・衛生組合と連携のもと、災害発生時でも適切な廃棄物処理に対応できる体制を整備する。



- ・仮設トイレについて、情報を共有し、迅速かつ円滑に、仮設トイレの設置、し尿収集運搬作業が行える収集体制を整備する。
- ・仮置場の選定、設置、維持や管理等を行う。
- ・災害廃棄物の収集及び処理に必要な人員や資機材等が不足する場合には、県、県内市町村、業界団体等に対して支援の要請を行う。
- ・市民や関係団体等に対する啓発を行う。

## **(2) 市民及び事業者の役割**

災害発生時の廃棄物処理には、本市の対応だけでは限界があり、市民、事業者及び本市が相互に連携及び協力しながら対策を講じ、災害時に率先して行動する事が重要となる。

そのため、平時より防災対策に目を向け、地域における連携体制を整備し、地域ぐるみで衛生的で安全な生活環境の保持を図る必要がある。

### **1) 市民の役割**

- ・平時からごみ排出量の削減に努め、また災害への備えを行うことで、災害時の粗大ごみやがれき類の発生を抑制する。
- ・災害時においても、平時同様に分別・収集ルールを守り、ごみの野焼きや便乗ごみの排出、指定場所以外への排出といった廃棄物の不適正処理を行わない。
- ・本市が発信する災害廃棄物処理に関する情報により、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に協力する。

### **2) 事業者の役割**

- ・災害廃棄物を自己責任において処理する事業者においては、再利用及び再資源化に努めるとともに、再生品を復旧及び復興に活用する。
- ・本市が行う災害廃棄物処理に関して、資機材の提供等の市の要請に真摯に対応し、適正かつ円滑な処理に協力する。

### 1.3.5 災害廃棄物処理に係る業務内容

#### (1) 発災後の業務概要

発災後の災害廃棄物の処理の流れを図 1.3.1 に示す。

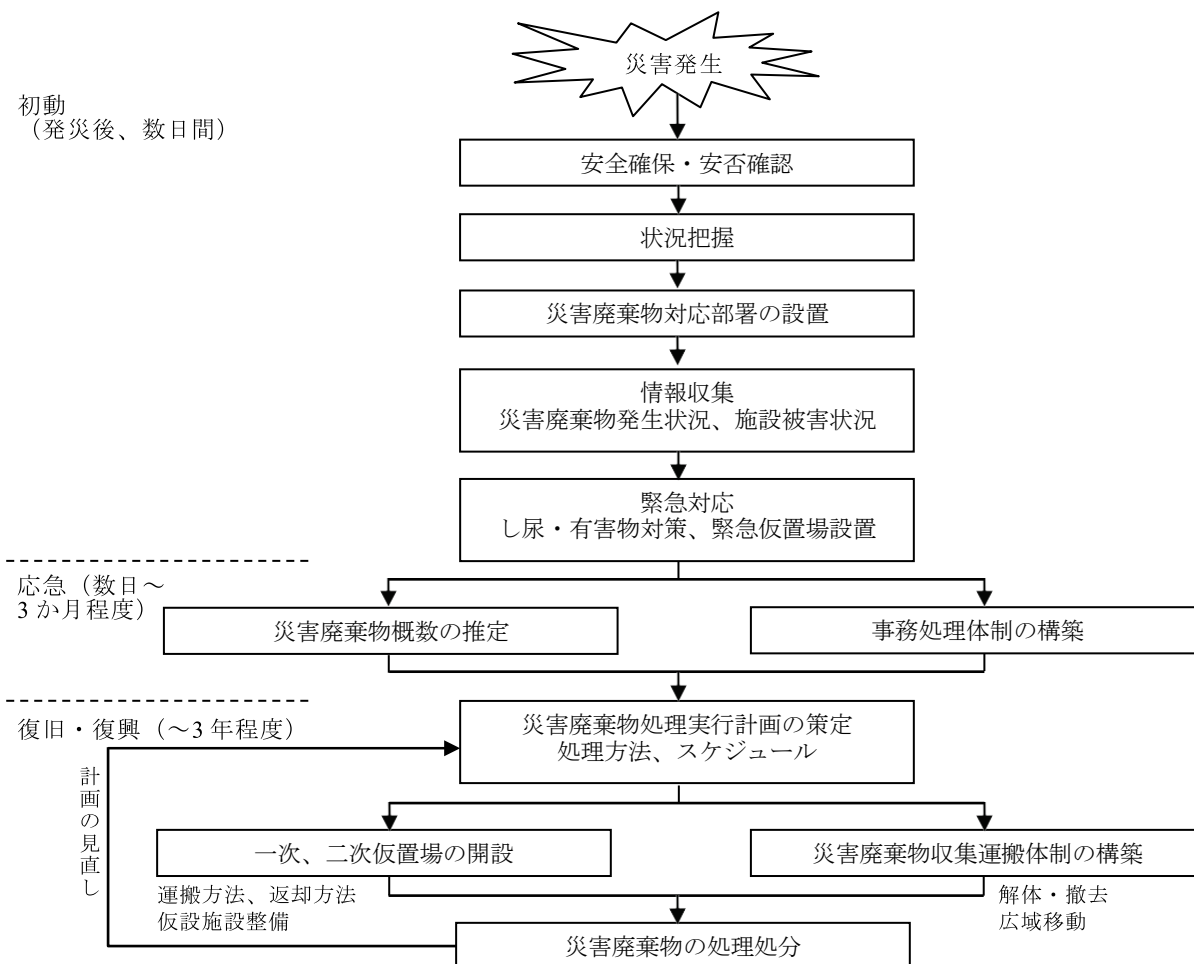


図 1.3.1 発災後の災害廃棄物処理業務の流れ

## (2) 発災前後の考え方と段階に応じた業務

本計画では、災害廃棄物処理について、災害予防（被害抑制・被害軽減）、災害応急対応（初動、応急）、復旧・復興の観点から必要な事項を整理する。

本計画における時期区分は表 1.3.3 のとおりとする。

表 1.3.3 発災前後の時期区分

時期区分		時期区分の特徴	災害廃棄物対策
災害予防		被害抑制、被害軽減のための 事前対策実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の強じん化</li> <li>・災害廃棄物処理計画の策定</li> </ul>
災害 応急 対応	初動 発災後数日間	人命救助が優先される時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理チームの整備</li> <li>・道路の啓開、二次被害防止のための災害廃棄物撤去</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・緊急仮置場の設置</li> <li>・必要資機材の確保</li> <li>・支援要請</li> </ul>
	応急 ～3か月	避難所生活の本格化～人や物の 流れが回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・仮置場の設置・受入</li> <li>・避難所ごみの対応</li> <li>・支援要請</li> </ul>
復旧・復興 ～3年程度		避難所生活終了、復興工事の 本格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理</li> <li>・復旧・復興計画と合わせた災害廃棄物処理・再資源化</li> <li>・長期の支援要請</li> </ul>

## 2. 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

### 2.1 組織体制・指揮命令系統

#### (1) 災害対策本部

本市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、防災の推進を図るため市長が必要と認めるときは、久喜市災害対策本部条例の定めるところにより久喜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施するものとし、本部を設置したときは、直ちに関係機関に通知する。

また、市内において災害の発生が解消されたと認められたとき、又は応急対策がおおむね完了したと認められたときは、本部を解散する。



図 2.1.1 災害対策本部組織図（平成 31 年 4 月 1 日現在）

## (2) 災害廃棄物処理チーム

### 1) 組織体制

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとする。災害廃棄物処理を担当する組織については、**図 2.1.2** のとおり定める。

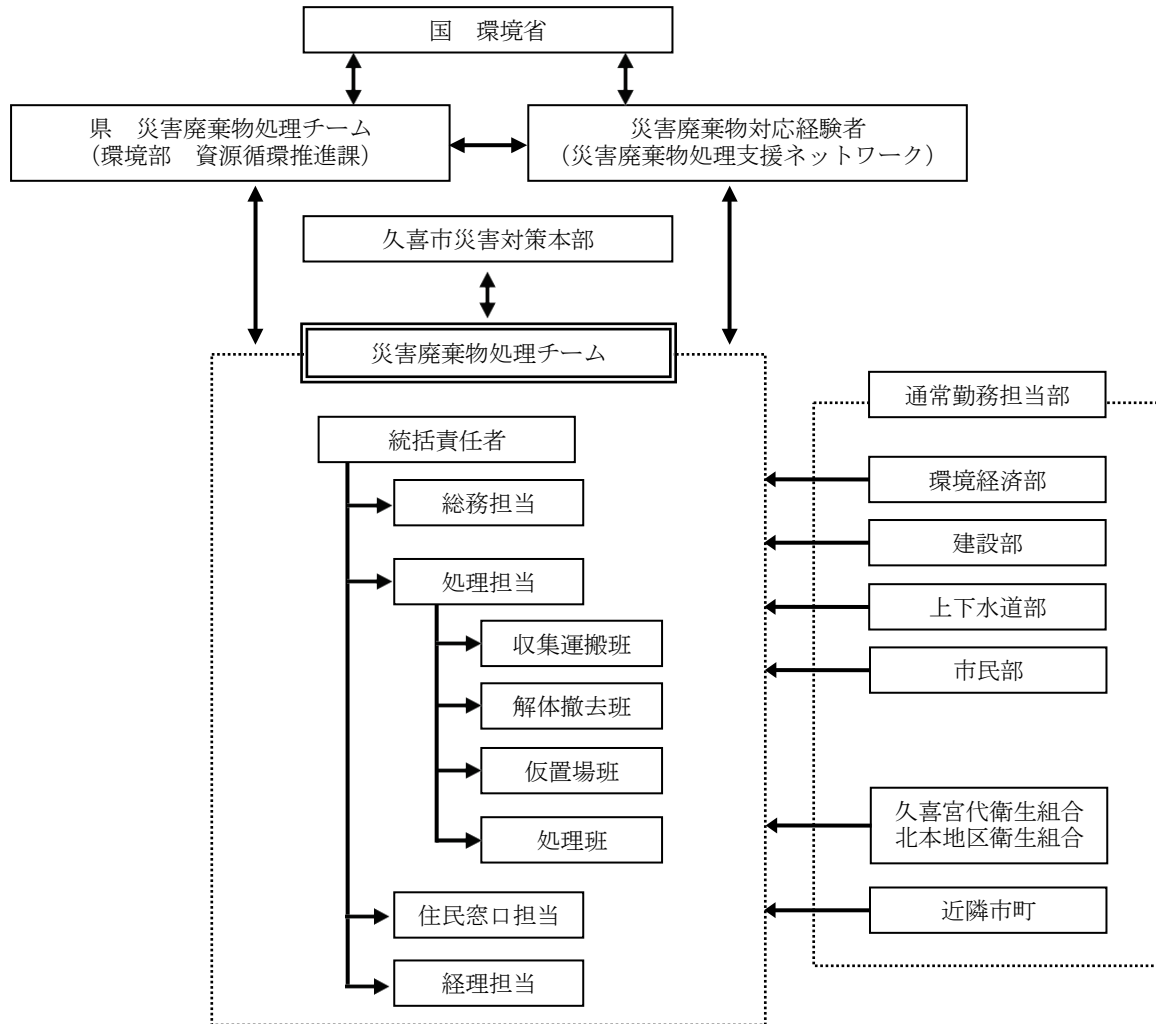


図 2.1.2 災害廃棄物処理対策組織の構成

## 2) 担当ごとの業務内容

災害予防、発災後の災害応急対応（初動、応急）、復旧・復興にかけての作業の流れを表 2.1.1 に担当区分・業務班ごとに示す。

表 2.1.1 発災後の災害廃棄物処理における業務概要

各部班	災害廃棄物処理計画上の区分	災害予防	災害応急対応		復旧・復興
	業務内容	平時	初動	応急	
環境経済部	災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理等				
	災害対策本部との連絡調整				
	衛生組合との連絡調整				
	廃棄物対策関連情報の集約				
	災害廃棄物処理実行計画策定と見直し				
	避難所等から排出される家庭系ごみの収集・処理				
	事業者への指導（産業廃棄物管理）				
	仮置場、仮設処理施設の設置、運転管理、撤去				
	環境対策、モニタリング				
	仮設トイレの設置、維持管理、撤去				
市民部	災害応急対策の取りまとめ及び報告				
	災害に係る問合せ、相談、要望等の対応				
	災害ボランティアの派遣要請、受入及び調整				
総務部	市民に対する広報				
	広聴及び被災者からの陳情への対応				
	職員動員状況の確認と人員配置の調整				
	県、他自治体等への要請及び連絡調整				
財政部	国庫補助の対応				
	市有建築物（防災拠点建物、避難所等）の安全確認				
福祉部	避難所・避難場所・福祉避難所の管理・運営				
健康増進部	保健所及び関係機関との連絡調整				
	救護所の設置				
建設部	道路、住居及びその周辺の障害物等の除去				
	土木関係業者、建設業者等との連絡調整				
	オープンスペースの利用計画				
上下水道部	下水道・農業集落排水処理施設の応急復旧及び清掃等				

## 2.2 情報収集・連絡体制

### 2.2.1 情報収集・連絡体制

発災後は、逐次変化する被害状況の把握や災害対策本部の方針だけでなく、国・県からの情報を共有するとともに、災害廃棄物処理チームから本市の状況を発信していく。

本市の情報収集・連絡体制を図 2.2.1 に示す。

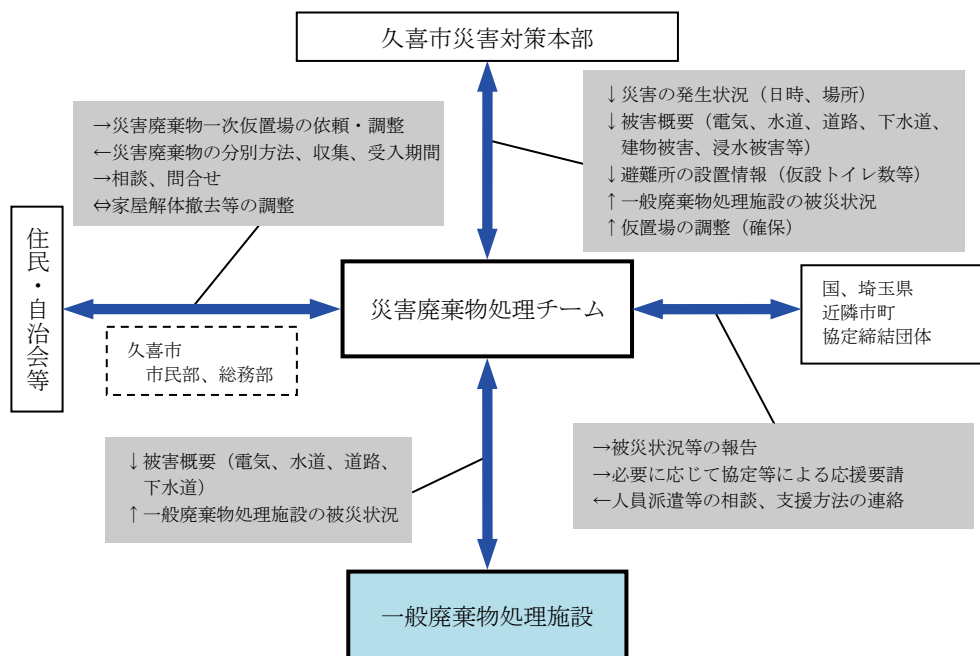


図 2.2.1 連絡体制～情報の流れ～

### 2.2.2 関係機関と共有する情報

#### (1) 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎資料とするため、表 2.2.1 に示す情報を本市災害対策本部事務局等から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに関係者に周知する。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も合わせて整理する。

表 2.2.1 災害対策本部事務局等からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・避難所名 ・各避難所の収容人数	トイレ必要数把握（し尿処理関連）
建物の被害状況の把握	・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握	・水道施設の被災状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧の見直し ・下水処理施設、農業集落排水処理施設の被災状況 ・主要な道路・橋梁の被災状況と復旧の見直し	インフラの状況把握

## (2) 国・県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報、ごみ処理の進捗状況等の表 2.2.2 に示す情報について、定期的に国・県に報告するものとする。

表 2.2.2 国・県への報告事項

区分	情報収集項目	目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物（全体）</li> <li>・腐敗性廃棄物</li> <li>・有害廃棄物発生状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理量・進捗率</li> <li>・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li> <li>・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況</li> </ul>	生活環境の保全全体像の把握
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況</li> <li>・復旧見通し</li> <li>・必要な支援</li> </ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の場所と規模</li> <li>・必要資材の調達状況</li> </ul>	

## (3) 近隣市町の情報収集

近隣市町、衛生組合等との連絡手段を確保し、表 2.2.3 に示す情報について共有に努める。

表 2.2.3 近隣市町と共有する情報

項目	内容
オープン スペース	仮置場候補地、広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地
処理施設	焼却処理施設 し尿処理施設 最終処分場
資機材	収集運搬車両重機 仮設トイレ
その他	

## (4) 関係団体の情報収集

災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。



### 2.2.3 災害廃棄物処理チームにおいて行う情報収集

災害廃棄物に関連して、災害廃棄物処理チームにおいては表 2.2.4 に示す情報を収集する。収集した情報から、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直し、災害廃棄物処理を遂行していく。

表 2.2.4 災害廃棄物に関連して収集する情報（災害時）

項目	内容	災害応急対応	復旧・復旧	収集先
職員・施設被災	職員の参集状況	◎		本部
	廃棄物処理施設の被災状況	◎		環境経済部
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	◎	
上下水道	上下水道及び施設の被災状況	○		上下水道部
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	◎	
仮設トイレ	仮設トイレの配置計画と設置状況	◎		環境経済部
	仮設トイレの支援状況	◎	○	
	仮設トイレの撤去計画・撤去状況		◎	
	仮設トイレ設置に関する支援要請	◎		
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	◎		環境経済部
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎		
	し尿処理計画	○	○	
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○	
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎	
生活ごみ処理	ごみの推計発生量（避難所ごみ含む）	◎	○	環境経済部
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○	
	ごみ処理計画	○	○	
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	◎	
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎	
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎		環境経済部
	災害廃棄物となる廃棄物の種類・条項	◎	○	
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	◎	○	
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○	
	災害廃棄物処理実行計画	◎	○	
	解体撤去申請の受付状況	○	◎	
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	◎	
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	◎	
	仮置場の配置・開設準備状況	◎		
	仮置場の運用計画	○		
	仮設焼却施設の整備・運用計画		◎	
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○	
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況		◎	

凡例) ◎：主担当、○：副担当

出典) 環境省「災害廃棄物処理に係る広域体制の整備の手引き」(平成 22 年)を一部改変

### 2.2.4 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報

衛生組合では、し尿処理施設を含む一般廃棄物処理施設において、災害に備えた緊急時対応マニュアルとして、2018 年 4 月に「災害時における業務運営マニュアル（第 2 版）」(以下「災害運営マニュアル」という。)を策定している。発災後は、施設を緊急停止後、施設の被災状況確認方法や修復方法、施設毎に必要な薬品、燃料等の用役備蓄情報を収集する。

表 2.2.5 久喜宮代衛生組合災害時における業務運営の主な流れ

	総務課	業務課	施設課
	災害時の職員参集等マニュアル	災害時の収集（ごみ、し尿）マニュアル	災害時の施設緊急停止マニュアル 災害時の施設被災状況及び復旧 作業量の調査方法マニュアル
0h	災害発生	災害発生	災害発生 ・震度 5 弱以上で施設緊急停止
0.5h	震度 5 強以上で職員は参集	震度 5 強以上で職員は参集	・運転管理者は施設停止を施設課職員 に報告 震度 5 強以上で職員は参集
1h	・参集人数確認（事務職、現業職） ・通信インフラの確認	(1.5h) 車両被害状況確認 (1.5h) 収集委託業者車両等被害状況 確認	
2h	・経営会議 全体像把握と意思決定 ・委託業者参集人数の確認 ・市町に人員体制、被災状況等報告	・経営会議で状況報告	・運転管理者の人数確認 ・参集人数確認（事務職、現業職） ・経営会議で状況報告
3h		・管内の路面被害状況、避難所設置情報 を確認する（市町）	・施設被害状況（外観）、インフラ状況の 確認 ・5 強未満の場合で運転管理者により 被害が確認された場合は施設課職員 に報告、職員は参集
6h	・経営会議 全体像把握と意思決定 ・委託業者参集人数の確認 ・市町に人員体制被災状況等報告 ・組織体制の再編	・経営会議で状況報告（公共収集実施の 可否） ・収集体制を再編	・被害状況（外観）を経営会議で報告
8h			・施設内部被害状況確認（し尿）
10h			・被害状況を局長に報告（し尿）
12h	・経営会議 全体像把握と意思決定 ・委託業者参集人数の確認 ・経営会議 人員、施設の把握 ・市町に人員体制被災状況等報告 ・職員ローテーション作成 ・状況によっては一部職員自宅待機	・職員ローテーションにより現場作業 を交替 ・状況によっては民間事業者に応援を 要請	・試運転開始（し尿） ・(13h) 通常運転（し尿）
36h	・経営会議 全体像把握と意思決定	・公共収集を実施（36.5h）	
72h			・焼却炉内部の冷却を確認 ・施設内部被害状況確認（焼却炉）
80h	・経営会議 全体像把握と意思決定		・施設内部被害状況を経営会議で報告
82h			・運転再開（焼却炉）
100h	・経営会議 全体像把握と意思決定 ・委託業者参集人数の確認 ・経営会議 人員、施設の把握 ・市町に人員体制被災状況等報告  ・委託業者参集人数の確認 ・経営会議 人員、施設の把握 ・市町に人員体制被災状況等報告		

注) 災害発生時間の想定：土曜日 午後 8 時を想定。

出典) 久喜宮代衛生組合：災害時における業務運営マニュアル、第 2 版 2018.4  
(経営会議：課長補佐級以上の職員で構成する久喜宮代衛生組合の庁議)

## 2.3 協力・支援体制

被災区域で発生する災害廃棄物処理の処理は、本市が主体となっていくが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本市のみでは対応できないこともあるため、速やかに協力・支援体制を整備する。

処理担当は、生活系ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理の各担当から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、災害時応援協定に基づき応援を要請する。他の自治体、民間団体等からの支援の申し出については、支援要請内容の調整を行う。

支援要請内容等については速やかに県に報告を行う。

### 2.3.1 自衛隊、警察、消防等との連携

災害発生直後は、自衛隊、警察、消防による人命救助、啓開作業が行われることから、災害廃棄物への対応については、分別や環境配慮が後手になることを踏まえ、以下の対応を要請する。

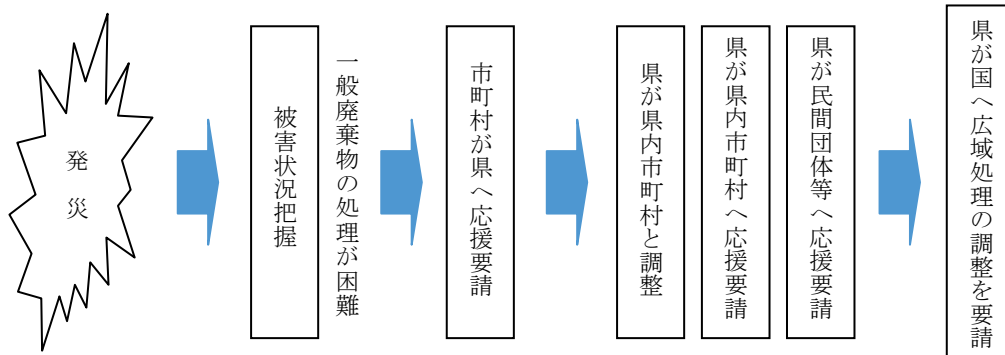
(要請事項例)

- ① 有害物、危険物に対する情報を提供するとともに、災害廃棄物の特性に応じた最低限の分別等
- ② 災害廃棄物の移動先
- ③ 火災等の二次災害の防止、不法投棄対策
- ④ 貴重品・思い出の品の取扱い

### 2.3.2 国・県の支援

災害廃棄物処理にあたっては、本市が主体となり市内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体との協力・連携により広域的な処理を進める。

発災後の応援要請については、**図 2.3.1** の手順で要請の必要性を判断したうえで行うものとする。



**図 2.3.1** 災害廃棄物処理応援協定の基本的な流れ

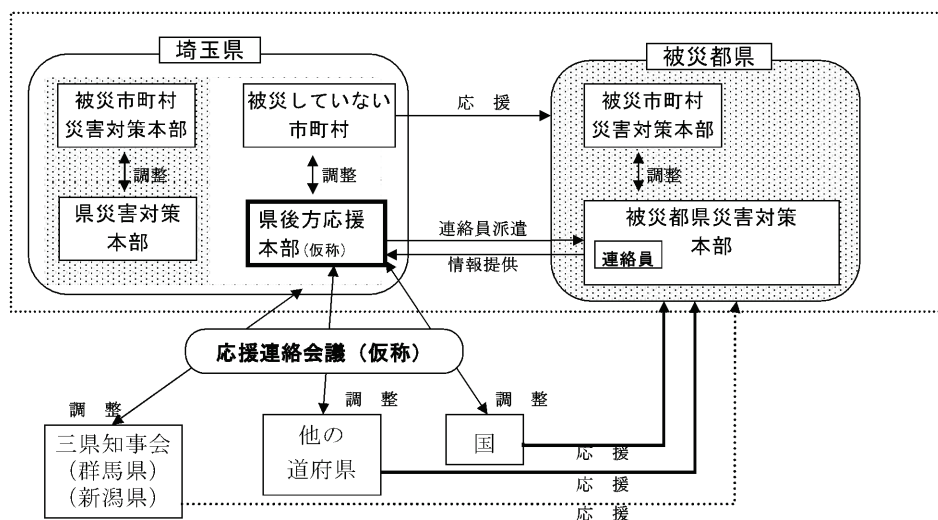
災害時応援協定等については、定期的に内容の確認と見直しを行う。

(受援体制)

- ① 発災後、市内の資機材では処理が困難と判断される場合には、県に対し、災害廃棄物等の処理に関する応援協定等に基づく支援を要請する。
- ② 委託処理や職員派遣等の円滑な応援・受援対策のため、体制の整備を図るとともに訓練等を実施する。

(支援体制)

- ① 県から、協定等に基づく支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員に応じて、交替要員も含め必要な支援体制を整備する。
- ② 県から処理の支援要請を受けた場合は、処理施設の稼働状況等から受入の可否、受入可能量等の検討を行う。
- ③ 支援（委託処理）を行う場合は、自治体で受入手続きを行うとともに、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、合意形成を図る。



**図 2.3.2** 埼玉県の応援処理体制（応援協定）の概要

(出典：埼玉県地域防災計画（平成 26 年 12 月）)

### **2.3.3 県内、近隣市町との連携・支援**

県内、あるいは、近隣自治体との連携・支援については、予め締結している災害時応援協定等に基づき、迅速かつ効果的に実行されるよう常に最新の情報を提供するとともに、市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等について要請する。

また、他自治体との連携、他自治体からの支援が確実に行われるためには、受入体制の整備も重要となる。協定締結に際しては、支援を受ける人材、資機材の詳細を取り決め、これらの移動ルート確保、受入体制の整備も検討する。既に締結されている協定についても適宜見直しを行い、支援される側だけでなく、支援する側の体制等についても予め検討しておく。

### **2.3.4 民間事業者との連携**

予め締結している民間事業者との災害に対する応援協定等に基づき、災害廃棄物処理に必要な支援等を要請する。

大量に発生した場合の災害廃棄物の処理を迅速かつ効果的に実行するため、災害廃棄物処理に関し、更なる応援協定締結に向け働きかけを行っていく。

表 2.3.1 災害廃棄物等に関する公的機関及び民間事業者との連携・協力体制

協定等	締結年	相手方及び構成員	支援内容					
			職員派遣	資機材等提供	仮置場提供	撤去	収集・運搬	処理(処分)
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	H.20.8	埼玉県清掃行政研究協議会 (県・市町村・一部事務組合 84団体)	○	○	○			○
災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	H.22.8	埼玉県一般廃棄物連合会				○	○	○
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H.16.11	埼玉県環境産業振興協会				○	○	○
大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画、支援チーム運営マニュアル	H.29.3	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	○					
災害時における相互応援に関する協定	H.12.1	田園都市づくり協議会構成市町 (蓮田市、幸手市、白岡市、 杉戸町)	○	○				
災害時における相互応援に関する協定	—	埼玉県全市町村 (H.19.5締結) 茨城県結城市 (H.22.12締結) 愛知県刈谷市 (H.25.6締結) 長野県青木村 (H28.11締結) 青森県野辺地町 (H30.8締結)	○	○				
災害時の応援物資提供や応援に関する協定・覚書*	—	久喜市建設産業懇和会、 商業施設等協定先 合計34	○	○	○	○		

※久喜市建設産業懇和会 : 公共施設等の電気設備等の復旧活動 等  
 管渠等維持管理組合 : 産業廃棄物の運搬・処分、公共施設の汚泥洗浄除去 等  
 (株)アクティオ 久喜営業所 : 仮設トイレ

## 2.4 職員への教育

災害廃棄物処理計画の実行性を保つため、計画の内容について平時から担当職員を対象とする研修を行うとともに、地域防災計画に基づく訓練計画に合わせて計画的に訓練を行う。

表 2.4.1 訓練計画の概要

訓練名称	概要・目的	実施時期
総合防災訓練	防災関係機関の災害対応力の向上及び地域住民一人一人の防災・減災意識の高揚と知識の向上を図る。	毎年9月頃
状況付与型訓練	実際の災害時に近い場面を設定して、訓練者にそれぞれの立場（役割）で災害を模擬体験し、様々な方法で付与される災害状況を整理・分析・判断するとともに、対策方針を検討する等の災害対処活動を行う。	不定期
非常参集訓練	職員の防災意識の向上と初動体制の強化を図るため、非常参集訓練を実施し、職員の参集所要時間を把握し、大震災等の発生直後の初動体制の確立を図る。	不定期

### (1) 訓練と計画の見直し

本計画は、地域防災計画や国の指針の改定等に合わせて計画内容の見直しを行う。また、訓練で抽出された課題や応援協定内容の変更に応じて必要な修正を行う。

## 2.5 計画の進捗管理・見直し

地域防災計画に基づき、庁内の関連部署との調整、埼玉県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、**図 2.5.1** に示すとおり、点検、見直しを行い、定期的に本計画を更新する。

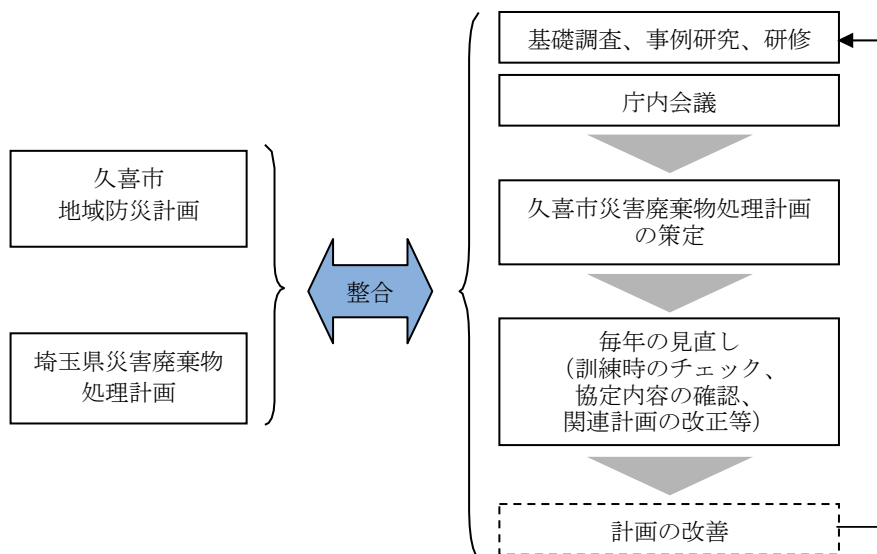


図 2.5.1 計画の進捗管理・見直しの流れ





表 3.1.2 近隣市町・民間の一般廃棄物処理施設（平成 30 年 4 月 1 日現在）

所有者、施設名称	施設概要、処理能力・計画処理量	住所連絡先	備考
加須市 加須クリーンセンター	ごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設（破砕） 216t/24h 30t/5h	〒347-0043 埼玉県加須市馬内1790 TEL. 0480-61-3671	協定締結有
加須市 大利根クリーンセンター	ごみ焼却施設 40t/24h	〒349-1147 埼玉県加須市北大桑1870 TEL. 0480-72-4692	〃
桶川市 環境センター	焼却処理 破砕処理 240t/24h 20t/5h	〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家1160 TEL. 048-728-1902	〃
杉戸町 杉戸環境センター	焼却処理 84t/24h	〒345-0001 埼玉県北葛飾郡杉戸町木津内577 TEL. 0480-38-0401	〃
鴻巣行田北本環境資源組合	小針クリーンセンター 204t/24h	〒361-0024 埼玉県行田市大字小針856 TEL. 048-559-3641	〃
幸手市 ひばりヶ丘桜泉園	破砕処理 30t/5h	〒340-0123 埼玉県幸手市大字木立1779-5 TEL. 0480-48-0331	〃
蓮田白岡衛生組合	粗大ごみ処理施設（破砕） 36t/5h	〒349-0204 埼玉県白岡市篠津1279-5 TEL. 048-766-3738	〃
(株)ウィズウェイストジャパン	選別処理 1,575t/年	〒346-0035 埼玉県久喜市清久町6-4 TEL. 0480-21-6881	—
(株)ナリコー クリーンセンター	焼却処理 270t/24h	〒286-0101 千葉県成田市十余三天神峯214-62 TEL. 0476-32-0413	〃
(株)エコ計画 寄居エコスペース	焼却処理 90t/24h	〒369-1223 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山235-2 TEL. 048-582-5800	〃
岡安商事(株) 浮谷工場	有害処理（スプレー缶） 3.2t/8h	〒339-0037 埼玉県さいたま市岩槻区 大字浮谷1020-1 TEL. 048-797-2012	〃
(株)ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居工場	有害処理（廃蛍光管） 5t/年	〒369-1223 埼玉県大里郡寄居町三ヶ山330-1 TEL. 048-577-1153	〃
(有)太盛 リサイクルセンター	木くず 80t/日	〒330-0046 埼玉県さいたま市浦和区大原5丁目12番1号 TEL. 048-685-8161	〃

出典) 環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度）、久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画（平成 30 年度）

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可による。

表 3.1.3 久喜市内の産業廃棄物処理施設（平成 30 年 4 月 1 日現在）

業者名称	電話番号	事業場所在地	施設の 種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物残	ゴムくず	金属くず	ガラス	鉱さい	がれき類	動物の糞尿	動物の死体	ばいじん	動物固形	政令13号	処理能力		
ウム・ヴェルト株式会社	0276-82-4391	久喜市河原井町 47 番 4 の一部	破碎						●		●				●	●								8.40t/日（8 時間）		
			圧縮梱包							●	●					●										28.32t/日（8 時間）
		久喜市河原井町 46 番	破碎							●						●	●								11.19t/日（16 時間）	
			圧縮梱包								●	●		●			●									481.28t/日（16 時間）
株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン	048-577-1153	久喜市河原井町 47 番 4 の一部	水銀加熱回収						●						●	●								2.5t/日（12 時間）		
大林道路株式会社	03-3618-6500	久喜市清久町 6 番 5	破碎													●		●						319.62t/日（8 時間）		
			破碎																●						319.62t/日（8 時間）	
株式会社ガイアート	03-5261-9211	久喜市樋ノ口字川棚 928 番 1 他 4 筆（隣接市分あり）	破碎													●		●						480t/日（8 時間）		
鹿島道路株式会社	03-5802-8031	久喜市高柳字溜井下 2600 番 1 の一部他 15 筆	破碎															●						480t/日（8 時間）		
株式会社河野解体工業	0480-21-0568	久喜市下早見 1586 番 1 他 20 筆	破碎													●		●						240t/日（8 時間）		
クリーンテックシオガイ東京株式会社	03-3919-3301	久喜市菖蒲町昭和沼 9 番	切断						●						●	●								136.44t/日（8 時間）		
株式会社クリエイト	0480-52-7831	久喜市間鎌字堀向 313 番 3 他 7 筆	蒸留			●																		1m3/日（8 時間）		
			蒸留			●																			1.7m3/日（8 時間）	
			蒸留			●																				1.7m3/日（8 時間）
			蒸留			●																				5.6m3/日（8 時間）
越谷金属株式会社	0480-24-4060	久喜市清久町 7 番 1 他 3 筆	圧縮成型						●		●					●								2.85t/日（8 時間）		
			圧縮成型						●		●						●								2.82t/日（8 時間）	
			圧縮梱包								●															4.80t/日（8 時間）
			破碎									●					●									3.76t/日（8 時間）
			破碎								●						●									4.06t/日（8 時間）
			圧縮減容								●															1.70t/日（8 時間）
			破碎										●													1.72t/日（8 時間）

出典）埼玉県産業廃棄物中間処理業者一覧

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可による。

表 3.1.3 久喜市内の産業廃棄物処理施設（平成 30 年 4 月 1 日現在）

業者名称	電話番号	事業場所在地	施設の 種類	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ	廃 プ ラ	紙 く ず	木 く ず	織 維 く ず	動 植 物 残	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガ ラ 陶	鉍 さい	が れ き 類	動 物 の 糞 尿	動 物 の 死 体	ば い じ ん	動 物 固 形	政 令 1 3 号	処理能力	
埼玉エコロジー株式会 社	0480-21-0568	久喜市河原井町 16 番 1	破碎													●		●					123.32t/日（12 時間）		
			破碎														●								24.00t/日（12 時間）
			破碎									●													120.00t/日（12 時間）
			破碎								●	●	●	●		●	●								45.60t/日（12 時間）
			圧縮梱包								●	●		●											125.04t/日（12 時間）
			溶融減容								●														0.60t/日（12 時間）
株式会社ショーモン	048-684-6839	久喜市河原井町 26 番の一部他 1 筆	焼却	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								●	80.00t/日（24 時間）		
			破碎							●	●	●	●			●	●		●					80.00t/日（24 時間）	
			圧縮							●						●	●							43.68t/日（24 時間）	
第一金属株式会社	0726-54-2741	久喜市下早見 1587 番地 3 他 6 筆	圧縮・切断											●									246.4t/日（8 時間）		
			圧縮・切断							●		●	●				●		●					246.4t/日（8 時間）	
太平化成株式会社	03-3693-0013	久喜市河原井町 23 番 4	蒸留			●																	100.55t/日（13 時間）		
			焼却			●																			27.3t/日（13 時間）
株式会社ハッピーライ フ彩生	0480-29-1641	久喜市河原井町 47 番 1 他 1 筆	溶融減容						●														1.26t/日（8 時間）		
			溶融減容							●															0.64t/日（8 時間）
株式会社ビボックス	0480-52-4558	久喜市高柳字中島 1201 番 1 他 4 筆	破碎																●				318.96t/日（8 時間）		
有限会社本間加工所	0480-58-7835	久喜市桜田 5 丁目 18 番 6	切断						●														0.33t/日（8 時間）		
			切断						●															0.33t/日（8 時間）	
			破碎							●														1.37t/日（8 時間）	
			破碎							●															1.37t/日（8 時間）
			破碎							●															0.76t/日（8 時間）
			破碎							●															0.64t/日（8 時間）
			破碎							●															0.64t/日（8 時間）
			破碎							●															0.92t/日（8 時間）
			破碎							●															0.64t/日（8 時間）
株式会社丸栄	0480-58-1027	久喜市桜田五丁目 18 番 9	破碎						●	●				●	●	●		●					240.00t/日（8 時間）		
			圧縮							●	●					●								250.56t/日（24 時間）	
			切断							●	●	●				●								1366.56t/日（24 時間）	
株式会社武蔵野化学	048-852-9767	久喜市桜田 5 丁目 16 番 1	蒸留・焼却			●																16.0t/日（8 時間）			
有限会社明喜興業	0480-23-2732	久喜市河原井町 1 番の一部	破碎												●		●	●					319.11t/日（8 時間）		

出典) 埼玉県産業廃棄物中間処理業者一覧

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可による。

表 3.1.4 一般廃棄物収集許可業者（ごみ）（平成 30 年 4 月 1 日現在）

業者名	住 所	許可区域			
		久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮
宮内建材興業(株)	久喜市野久喜 128	○			
日栄総業(株)	久喜市本町 7-2-88	○			
(公社) 久喜市シルバー人材センター	久喜市鷺宮 6-1-6	○	○	○	○
ウム・ヴェルト(株)	久喜市河原井町 47-4	○	○店舗限		
(有)原田電気工事	久喜市菖蒲町三箇 805	○	○		
(株)ソーシャルサービス	久喜市菖蒲町三箇 2878-1	○			
(有)鴨田商事	久喜市菖蒲町菖蒲 55		○		
金子商事(株)	久喜市菖蒲町上大崎 424-1		○店舗限		
(株)ブシュー	久喜市菖蒲町下栢間 2846-2（菖蒲営業所）		○食り有		
加藤商店	久喜市菖蒲町小林 3321		○店舗限		
日豊産業(株)	久喜市北広島 673-1			○	○
(有)岡本商事	久喜市八甫 4-663	○		○	○
(株)渡邊興業	久喜市八甫 2525	○		○	○
橘商会	久喜市東大輪 30-7	○			
(株)高田産業	宮代町川端 4-13-5	○		○店舗限	○店舗限
エイ・エル・クリーン	宮代町東 403-1	○			
(株)ナカヤ商事	白岡市篠津 961-1	○	○店舗限		
(有)瀬山商店	蓮田市根金 896-3	○			
(有)大晃商事	鴻巣市人形 3-2-32		○店舗限		
富士光商事	鴻巣市吹上富士見 1-10-12	○			
町の便利屋いさかじゅん	加須市花崎北 2-16-1-B102	○			
埼玉タウン	加須市南篠崎 1174-3	○			
(有)金陣運送	加須市杓子木 774-1			○	○
(有)クリーンアース	幸手市槇野地 192-1（幸手営業所）	○			
(株)セントラル・アメニティ	久喜市久喜東 3-7-10	○			
富沢商店	杉戸町杉戸 484-2	○			
共栄衛生(有)	春日部市豊野町 3-5-1	○			
(有)太盛	さいたま市大宮区櫛引町 1-381	○			
片山商事(株)	さいたま市見沼区深作 5-18	○			
(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-6	○食り有			
(有)クリーンアップ・やま	さいたま市北区櫛引町 2-331	○			
(株)便利屋アルファ	さいたま市見沼区丸ヶ崎 1220-203	○			
(株)ショーモン	さいたま市見沼区片柳 1045-1	○			
安住環境整美(株)	さいたま市岩槻区高曽根 1037	○			
エスシーエス(株)	草加市青柳 2-19-10	○			
(有)瀬戸商事	毛呂山町長瀬 264-5		○店舗限		
(株)高澤商店	東松山市六軒町 18-13	○	○店舗限		
(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	○			
クリーンシステム(株)	行田市藤原町 2-5-7（さきたま支店）	○食り有	○店舗限		
(株)イズミ	行田市埼玉 4173-2	○			
(有)下水管理興業	上尾市南 422-86	○			
(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	○食り有			○店舗限
(株)結南クリーンセンター	茨城県結城市結城 7188			○店舗限	
ワンステップサービス	蓮田市馬込 5-45	○取扱限	○取扱限	○取扱限	○取扱限

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可による。

※食り有：食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に基づく廃棄物の取扱いを実施

※店舗限：当該地域内の店舗限定許可

※取扱限：取扱品目の限定許可

出典）久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画（平成30年度）

### 3.1.2 一般廃棄物処理（ごみ・し尿）施設等への対策

災害に強いごみ処理施設（廃棄物処理、し尿処理、中継施設、収集運搬施設等）とするための防災対策（地震、停電、火災、浸水）を計画的に講じていく。

## ■ 災害予防

### (1) 一般廃棄物処理施設等の災害対応

発災時に一般廃棄物処理施設等が被害を受けないよう、あるいは被害を最小限に留めるため、久喜宮代清掃センターでは、平成 18～19 年度に建屋、機器の耐震化対策を行っている。

また、3 箇所の清掃センターを統合した市内全域のごみ処理を行う「新たなごみ処理施設」の整備を予定している。

### (2) 補修・復旧体制の整備

衛生組合では、施設が被災した場合の修復を迅速に進めるため、災害運営マニュアルに沿って表 3.1.5 のとおり対応する。

なお、今後、整備する新たなごみ処理施設においても、組織・体制、関係機関等に応じて新たな補修・復旧体制を整備する。

表 3.1.5 久喜宮代衛生組合 一般廃棄物処理施設（焼却炉）の補修・復旧体制

発生からの時間	フェーズ	具体的な作業内容等	関連機関連絡先等
0h	災害発生	震度5弱以上で、運転管理業者により緊急停止 ※以下は「5弱」の記述のあるものを除いて、震度5強以上についての流れとする。	
0.5h	職員招集	・震度5強以上の場合、電話不通の可能性が高いので、職員は連絡網がなくても、自主的に参集。 ・運転管理業者は施設の緊急停止を施設課職員に報告（震度5弱以上）。 ・緊急連絡網による職員招集を補完的に行う（但し自主的な参集が原則）。	衛生組合連絡網
2h	人員確認	・以下の人員確認を行う。 参集人数を把握（事務職、現業職） 運転管理業者 ・経営会議において状況報告を行う。	
3h	施設確認	・施設の被害状況（外観）、インフラの稼働状況の確認 ・震度5弱以上震度5強未満の場合、運転管理業者は、緊急停止後に施設の被害状況（外観）、インフラの稼働状況を確認し、施設課職員に報告。被害が確認された場合、局長、施設課職員は参集する。	施設（運転管理業者）インフラ（施設課職員）
6h	被害状況の把握	・被害状況をまとめ、経営会議において状況報告	
72h	施設確認	・焼却炉内部の冷却を確認 ・施設の被害状況（内部）の確認	運転管理業者
80h	被害状況の把握	被害状況をまとめ、経営会議において状況報告	
82h	再稼働可能かの確認	被害が見当たらなければ、試運転開始 被害が確認された場合には、復旧作業の準備を指示	運転管理業者 運転管理業者
100h	運転	試運転結果に問題なければ、通常運転へ 試運転結果に問題があった場合には、炉内の冷却後、再調査	運転管理業者 運転管理業者

出典) 久喜宮代衛生組合：災害時における業務運営マニュアル、第2版 2018.4  
(経営会議：課長補佐級以上の職員で構成する久喜宮代衛生組合の庁議)

## ■ 災害応急対応

発災後は災害運営マニュアルに基づき、対応していく。

- ① 発災直後は、施設・設備の被害状況を確認（点検）し、必要な応急復旧を実施する。
- ② ライフラインの遮断、施設被害等に対する復旧、補修に必要な資機材、燃料の確保及び人材の手配（施設のプラントメーカー等）を行う。
- ③ 廃棄物処理施設の運転にあたっては、処理不適物の混入や施設の稼働状況等の確認について、平時よりも慎重な運転管理を行う。

## ■ 復旧・復興

施設の被災状況に応じて、復旧し、生活ごみ等の処理を行い、余力で災害廃棄物の処理を行っていく。

- ① 施設が被災した場合は、迅速に復旧を図る。
- ② 施設等の復旧にあたって、国庫補助を活用する場合は、記録の保存等必要な手順について関係機関と調整を行う。
- ③ 生活ごみ等を処理した余力を検討し、処理可能な災害廃棄物量、性状等を検討する。

**表 3.1.6 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の災害対応**

施設名	処理能力	稼働日数	年間 処理能力	年間処理量	余力	処理期間	災害廃棄物 処理量
久喜宮代 清掃センター	150t/24h	325日/年	48,750t/年	13,310t/年	35,440t/年	2.5年	88,600t/2.5年
菖蒲 清掃センター	30t/8h	259日/年	7,700t/年	5,778t/年	1,992t/年	2.5年	4,980t/2.5年
八甫 清掃センター	105t/24h	258日/年	27,090t/年	14,506t/年	12,584t/年	2.5年	31,460t/2.5年

試算条件：稼働日数 258～325 日/年（久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画（平成 30 年度））

処理期間：2.5 年（災害廃棄物処理期間は最大 3 年であるが、既往施設の機能回復及び契約等手続きで 6 か月程度要するとして、処理期間を 2.5 年とした）

災害廃棄物処理量：＝余力（年間処理能力－年間処理量）×2.5 年

**表 3.1.7 一般廃棄物処理施設（破碎施設）の災害対応**

施設名	処理能力	稼働日数	年間 処理能力	年間処理量	余力	処理期間	災害廃棄物 処理量
久喜宮代 清掃センター	30t/5h	240日/年	7,200t/年	841t/年	6,359t/年	2.5年	15,898t/2.5年
菖蒲 清掃センター	10t/5h	259日/年	2,590t/年	314t/年	2,276t/年	2.5年	5,690t/2.5年
八甫 清掃センター	30t/5h	258日/年	7,740t/年	1,371t/年	6,369t/年	2.5年	15,923t/2.5年

試算条件：稼働日数 240～259 日/年（久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画（平成 30 年度））

処理期間：2.5 年

災害廃棄物処理量：＝余力（年間処理能力－年間処理量）×2.5 年

### 3.1.3 一般廃棄物処理施設の耐震化・洪水対策等

発災時において迅速かつ適切に廃棄物の処理を進めるために一般廃棄物処理施設について廃棄物処理システムの強靱化を図っていく。

#### (1) ハード対策

##### 1) 建築物等の耐震化

一般廃棄物処理施設の建築物等においては震度 7 相当に耐えうるものとして設計されており、本市の一般廃棄物処理施設においても採用している。

##### 2) 設備、機器の耐震化・損壊防止策

本市の一般廃棄物処理施設のプラント主要機器は建築物と整合のとれた耐震力を確保するものとして設計されている。

震災時には電気・ガス・水道など配管等の損壊が懸念されることから、施設内機器等の点検を行うとともに、耐震化・損壊対策を実施する。

##### 3) 水害防止対策（浸水対策）

現在稼働している久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター及び八甫清掃センターにおいて、浸水対策を講じるのは難しいが、今後整備する新たなごみ処理施設では、本市の洪水ハザードマップ等により被害の有無を想定して、重要機器が想定浸水レベル以下に配置する場合は浸水対策を行う。

#### (2) 廃棄物処理施設の運転等のソフト対策

災害時における運転再開のため、以下の対策を災害運営マニュアルに沿って行う。

- ① 災害発生から運転再開までのスケジュール
- ② 電源、焼却ごみ、用役（薬品等）の確保
- ③ 非常運転時の運転基準、運転プログラミングの構築



### 3.1.4 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

災害時に安全に運転を再開するため、速やかに施設の点検を行い、必要な補修・整備を行う。発災後の施設の再開のため、プラントメーカー等と以下の災害時応援協定を締結している。また、被災しやすい設備については必要な備品をストックしておく。

表 3.1.8 一般廃棄物処理施設の補修等に係る応援協定

施設名	支援・協定先	支援・協定内容
共通	久喜市建設産業懇和会	・電気設備等の復旧活動 等
久喜宮代清掃センター	三機化工建設(株) 久喜営業所	・焼却施設の点検、補修 等
菖蒲清掃センター	(株)カンエイメンテナンス 菖蒲事業所	
八甫清掃センター	荏原環境プラント(株) 八甫事業所	

## 3.2 災害廃棄物処理業務の内容

### 3.2.1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定

#### ■ 災害予防

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）、地域防災計画（及び埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月））において推計した被害想定等を基に算定する。

なお、発災時には、被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量を把握して、具体的な実行計画に反映する。

表 3.2.1 種類別災害廃棄物量（東京湾北部地震、関東平野北西縁断層帯地震）

被害区分	災害廃棄物量	
	東京湾北部地震	関東平野北西断層帯地震
可燃物	134t	13,479t
不燃物	799t	50,369t
コンクリートがら	1,306t	100,196t
金属くず	78t	5,291t
柱角材	50t	5,052t
合計	2,367t	174,387t

表 3.2.2 種類別災害廃棄物量（利根川・荒川氾濫による洪水）

被害区分	災害廃棄物量	
	利根川氾濫による洪水	荒川氾濫による洪水
可燃物	89,141t	56,634t
不燃物	21,015t	13,352t
コンクリートがら	9,930t	6,309t
金属くず	6,004t	3,815t
柱角材	38,797t	24,649t
危険物・有害物	1,155t	734t
思い出の品・貴重品	231t	147t
廃家電	4,388t	2,788t
土砂	60,274t	38,294t
合計	230,935t	146,722t

#### ■ 災害応急対応

災害情報、被害想定等を基に発生量を推計する。

#### ■ 復旧・復興

処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果を基に、廃棄物の発生量及び要処理量の見直しを行う。

### 3.2.2 処理スケジュール

#### ■ 災害予防

復旧・復興に向け、本市、県、関係事業者、住民が連携し処理にあたり、3年以内に処理業務を完了することを基本とする。

被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合は、膨大な災害廃棄物の発生が見込まれるため、3年間で処理を終えることは困難と予想される。その場合は、県、国と連携調整のうえ広域処理等の対応を行うこととする。処理スケジュールは表 3.2.3 を想定する。

表 3.2.3 処理スケジュール（想定）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	…	1年	2年	3年～
実行計画の策定・見直し		→								
避難所ごみの収集	→									
仮設トイレの設置・維持	→									
災害廃棄物の収集	→									
家屋解体申請受付	→									
家屋解体の実施	→									
清掃センターの復旧	→									
清掃センターでの処理	→									
一次仮置場の設置	→									
二次仮置場の設置	→									
広域処理	→									

#### ■ 災害応急対応

災害廃棄物発生量、処理施設の被災状況等を踏まえた処理スケジュールを作成する。

災害廃棄物処理が長期に及ぶ場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、災害廃棄物の処理完了のそれぞれについて目標期限を設定し、広域処理を含めたスケジューリングを行う。

#### ■ 復旧・復興

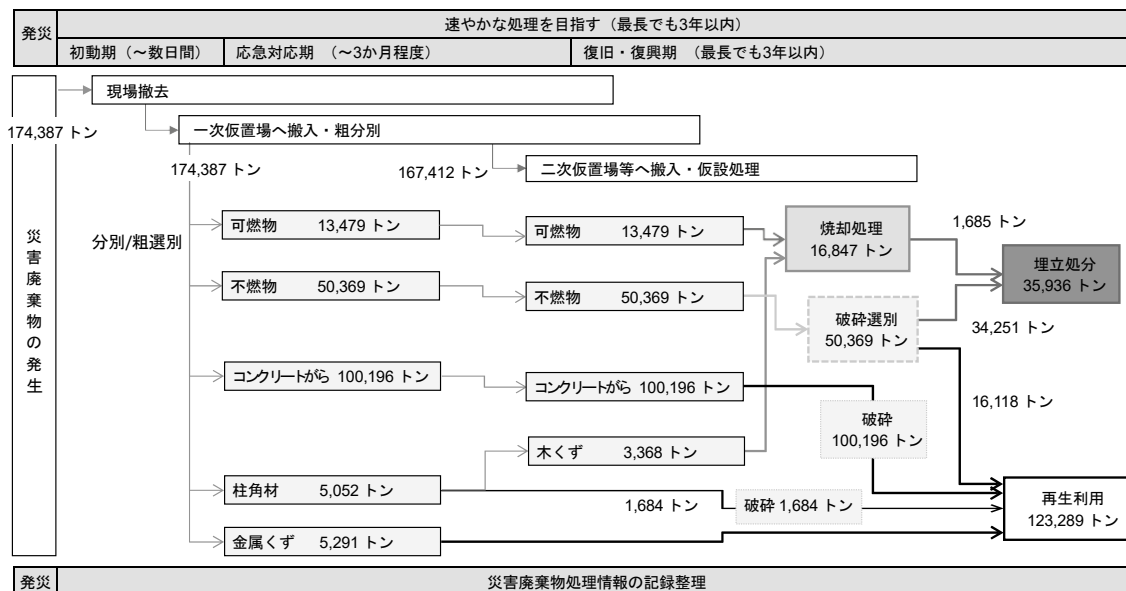
災害廃棄物処理の進捗に応じ、処理見込量を算出し、スケジュールを見直す。

### 3.2.3 処理フロー

#### ■ 災害予防

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、本市の廃棄物処理施設の被害状況を想定しつつ、分別・処理を図 3.2.1 のとおり設定する。

災害廃棄物には、適正処理困難物も多く含まれることから、県及び関係機関と連携し、民間事業者や関係団体の協力も踏まえた処理方法を設定する。



※端数処理のため処理量は一致していない。

※焼却処理後の焼却灰等は全量埋立処分することを想定して作成した。

図 3.2.1 災害廃棄物処理フロー（関東平野北西縁断層帯地震）

#### ■ 災害応急対応

災害の種類・規模に応じて、

図 3.2.1 を適宜見直し、処理フローを設定する。その際も、災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、本市の廃棄物処理施設の復旧状況を想定しつつ、処理フローを設定する。

#### ■ 復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗状況に合わせて処理フローを見直す。

表 3.2.4 災害廃棄物の処理バランス、仮置場の必要面積（関東平野北西縁断層帯地震）

●災害廃棄物の発生量

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計	備考
① 災害廃棄物発生量	13,479	50,369	100,196	5,291	5,052	174,387	
比率	8%	29%	57%	3%	3%	100%	

●一次仮置場における処理

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計	備考
② 搬入量	13,479	50,369	100,196	5,291	5,052	174,387	=①
③ 年間処理量 (t)	4,493	16,790	33,399	1,764	1,684	58,129	=②÷3年
④ 最大保管量 (t)	8,986	33,579	66,797	3,527	3,368	116,258	=②-③
⑤ 再生利用量 (t)	0	0	0	5,291	1,684	6,975	=金属×100%+柱角材×1/3を再生利用

●二次仮置場における処理

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計	備考
⑥ 搬入量 (t)	13,479	50,369	100,196	0	3,368	167,412	=②-⑤
⑦ 年間処理量 (t)	4,493	16,790	33,399	0	1,123	55,804	=⑥÷3年
⑧ 最大保管量 (t)	8,986	33,579	66,797	0	2,245	111,608	=⑥-⑦
⑨ 焼却処理量 (t)	13,479	0	0	0	3,368	16,847	=⑥の可燃物+柱角材
⑩ 焼却残さ量 (t)	1,348	0	0	0	337	1,685	=⑨×10%
⑪ 破碎選別量 (t)	0	50,369	0	0	0	50,369	=⑥の不燃物
⑫ コンクリート再生利用量 (t)	0	0	100,196	0	0	100,196	=⑥のコンクリートがら
⑬ 再生利用量 (t)	0	16,118	100,196	0	0	116,314	=不燃物×32%+コンクリートがら×100%
⑭ 埋立処分量 (t)	1,348	34,251	0	0	337	35,936	=不燃物×68%+⑩

	一次仮置場			二次仮置場		
	可燃物	不燃物	計	可燃物	不燃物	計
保管量 (t)	12,354	103,904	116,258	11,231	100,377	111,608
仮置場面積 (m <sup>2</sup> ) 積み上げ高さ5m	12,354	37,783	50,137	11,231	36,501	47,732
仮置場面積 (m <sup>2</sup> ) 積み上げ高さ3m	20,590	62,972	83,562	18,719	60,834	79,553

### 3.2.4 収集運搬計画

#### ■ 災害予防

図 3.2.2 に被災現場からの搬出方法を示す。被災現場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、中間処理施設、最終処分場、再資源化業者等への運搬等を実施する。また、災害廃棄物によっては、被災現場や一次仮置場から直接、再資源化業者等へ引き渡されるものもある。

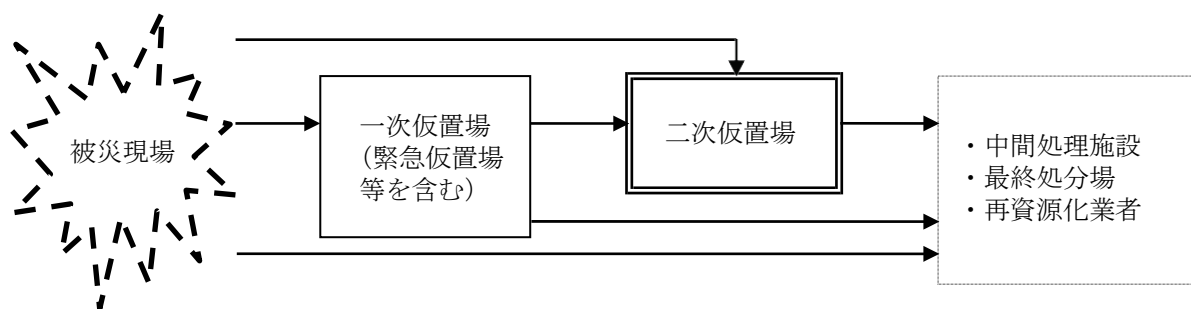


図 3.2.2 被災現場からの搬出方法

被災現場からの一次仮置場への運搬・搬入は、利用できる道路の幅が狭い場合が多く小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には、道路事情等に応じた荷台が深い小型の車両が必要となる。

広域処理を行う場合、被災状況や地理的特性から鉄道輸送も有効な方法と考えられ、使用可能な手段、輸送先との利便性等を総合的に勘案して決定する。そのため鉄道輸送会社と事前に協議等を行い、輸送方法の検討を進める。

なお、本市が災害時に利用可能な輸送手段を表 3.2.5 に示す。

表 3.2.5 災害時に利用可能な輸送手段・道路

輸送手段	種類	道路
車両	第一次特定緊急輸送道路	・ 国道4号、国道122号、国道125号 ・ 東北自動車道、首都圏中央連絡自動車道 ・ 主要地方道さいたま栗橋線
	第一次緊急輸送道路	・ 主要地方道川越栗橋線
	第二次緊急輸送道路	・ 主要地方道春日部久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線 ・ 一般県道幸手久喜線、一般県道下早見菖蒲線、一般県道加須幸手線、一般県道六万部久喜停車場線

災害廃棄物の収集運搬に必要な車両台数は災害廃棄物発生量から、4t 車では約 62,700 台、10t 車では約 31,400 台と見込まれる（表 3.2.6）。

表 3.2.6 がれき等の収集運搬車両の延べ必要台数の算出（関東平野北西縁断層帯地震）

災害廃棄物発生量	4t (3m <sup>3</sup> ) 車	10t (6m <sup>3</sup> ) 車
重量174,387 (t)	43,600台	17,500台
容積188,045 (m <sup>3</sup> )	62,700台	31,400台

※見かけ比重は可燃物を 0.4t/m<sup>3</sup>、不燃物を 1.1t/m<sup>3</sup>

（出典：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（廃棄物資源循環学会（平成 24 年 5 月））

## ■ 災害応急対応

---

衛生組合による避難所ごみ・生活系ごみ及びし尿の収集状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況を確認したうえで、市が衛生組合と連携を図りながら住民の生活環境改善のため、効率的な収集運搬計画を策定する。

また、主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、道路・河川班及び災害対策本部と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進める。その際には、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報を合わせて提供する。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入する。

災害廃棄物、避難所及び家庭等から排出される廃棄物を収集運搬するため、県を通じて周辺自治体（広域災害の場合は姉妹都市等）や建設業協会へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

その他、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。

し尿処理に関しては、仮設トイレや避難所から発生するし尿や浄化槽汚泥の収集を利用者数等の情報を入手したうえで計画的に実施する。

## ■ 復旧・復興

---

災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の変化に応じて、収集運搬車両の必要台数を見直し、収集運搬の効率化を図る。

### 3.2.5 仮置場の設置、運営管理、返却

#### ■ 災害予防

本市で計画している仮置場の種類は、表 3.2.7 のとおりとし道路状況や被災状況等を確認し災害対策本部や住宅・公園班、道路・河川班等と調整のうえ仮置場を設置する。

緊急仮置場は、緊急的に随時、設置するものであり、一次仮置場整備に合わせ、順次廃止する。

一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の中継施設とし、市内に設置する。また、一次仮置場では、手作業、重機作業により粗選別を行う。

二次仮置場は、主に一次仮置場から搬入された災害廃棄物を破碎・選別するとともに、必要に応じて仮設焼却炉等を設置する。

表 3.2.7 仮置場の種類

緊急仮置場	・被災住民が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とし、被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数ヶ月間に限定して受入れる。路上等に排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次・二次仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。ただし、搬入に際しては、危険物や有害物等が搬入されたり、周辺の生活環境が悪化しないよう緊急仮置場周辺の自治会等と搬入管理方法について協議したうえで設置する。
一次仮置場	・被災住民が直接、災害廃棄物を搬入するとともに、本市委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理（粗選別等）を行い二次仮置場へ積み替える拠点としての機能を持つ。被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、粗選別を行う。
二次仮置場	・主に一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理（破碎・選別、焼却等）するとともに、再資源化された資源物を保管する機能を持つ。

本市が必要となる仮置場は、関東平野北西縁断層帯地震発生時には災害廃棄物量から約 84,000～178,000m<sup>2</sup>が必要となる。表 3.2.8 に仮置場必要面積を示す。

表 3.2.8 災害廃棄物の仮置場の必要面積

項目	災害廃棄物 (t)				必要面積 (m <sup>2</sup> )			
	可燃物	不燃物	土砂	計	可燃物	不燃物	土砂	計
関東平野北西縁断層帯地震	13,479	103,904	—	116,258	20,590	62,972	—	83,562
首都圏広域氾濫(利根川)	85,446	28,328	40,183	153,957	142,410	17,168	18,348	177,927

※二次仮置場稼働時期及び広域処理を勘案し、全災害廃棄物量の 100%を必要面積として算定した。

仮置場の必要面積＝仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

見かけ比重：可燃物 0.4t/m<sup>3</sup>、不燃物 1.1t/m<sup>3</sup>、土砂（津波堆積物）1.46t/m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：3m、作業スペース割合：100%

防災拠点、避難所予定地を踏まえた仮置場候補地を表 3.2.10 に示す。

また、仮置場の返還方法については、表 3.2.9 に示す方法を原則とする。

表 3.2.9 仮置場の返還方法

項目	内容
借地費用	久喜市財産規則を準用して算定する。
返還時期	発災後 3 年以内とする。
返還方法	必要に応じて土壌調査を行い、現状復旧後に返還する。



表 3.2.10 仮置場候補地リスト

No.	区域	名称	所在地	所管	面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積* (m <sup>2</sup> )	用途指定		備考
							指定緊急避難場所		
							地震	洪水	
1	久喜	ひのえ児童公園	久喜市栗原 4 丁目 14 番	公園緑地課	4,335	2,708	—	—	—
2	久喜	エンゼル公園	久喜市青毛 4 丁目 4 番地	公園緑地課	10,394	3,524	—	—	—
3	久喜	青葉公園	久喜市青葉 3 丁目 1 番 1 号	公園緑地課	32,648	14,117	○	—	—
4	久喜	吉羽公園	久喜市吉羽 1 丁目 30 番地	公園緑地課	9,995	1,313	—	—	—
5	久喜	久喜市総合運動公園	久喜市江面 1616	公園緑地課	139,083	61,652	○	○	指定避難所（体育館）
6	久喜	小河原井公園	久喜市清久町 49 番 1	公園緑地課	5,500	5,443	—	—	—
7	久喜	清久公園	久喜市清久町 9 番	公園緑地課	20,404	8,687	○	—	—
8	菖蒲	寺田緑地グラウンド	久喜市菖蒲町菖蒲 5013-42	公園緑地課	17,514	17,287	○	—	—
9	菖蒲	福祉健康の森健康公園	久喜市菖蒲町三箇 153-1	公園緑地課	16,777	5,176	—	—	—
10	菖蒲	（仮称）菖蒲運動公園	久喜市菖蒲町菖蒲 880	公園緑地課	41,129	40,746	○	—	—
11	菖蒲	あやめ公園	久喜市菖蒲町新堀 1695	公園緑地課	13,068	7,210	○	—	—
12	菖蒲	森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間 5495-1	公園緑地課	15,790	2,050	○	—	—
13	栗橋	県営権現堂公園	久喜市小右衛門 50	埼玉県	70,000	27,044	○	○	—
14	栗橋	南栗橋スポーツ広場	久喜市南栗橋 12 丁目 6 番 1	生涯学習課	35,200	32,355	—	—	—
15	栗橋	南栗橋近隣公園	久喜市南栗橋 12 丁目 1 番 3	公園緑地課	33,092	12,800	○	—	—
16	栗橋	旧農村文化センター跡地	久喜市間鎌 424-1	管財課	2,029	1,844	—	—	—
17	鷺宮	花と香りの公園	久喜市八甫 4-106-1	農業振興課	13,115	4,483	○	—	—
18	鷺宮	桜田運動公園	久喜市桜田 2-7-1、-2	公園緑地課	11,344	6,251	○	—	—
19	鷺宮	鷺宮自由広場	久喜市東大輪 2151-1 他 12 筆	環境課	9,010	7,862	—	—	—
20	鷺宮	南部第一公園	久喜市久本寺 206-5 他 21 筆	公園緑地課	4,366	2,020	—	—	—
21	鷺宮	西地区コミュニティ広場	久喜市中妻 1471-2、1472	鷺宮総合支所総務管理課	3,719	3,155	—	—	—
計					508,512	267,727			

注) 仮置場については、道路の被災状況、仮設住宅の設置等、関係機関と調整のうえ決定する。

※有効面積：以下の条件から算出。

- ①車両による廃棄物の搬入出に支障がない、②概ね平坦である、③まとまった面積である、④概ね整形である、⑤遊具や高木等の支障物による影響がない（低木や軽微な段差は影響がないものとみなす。）。

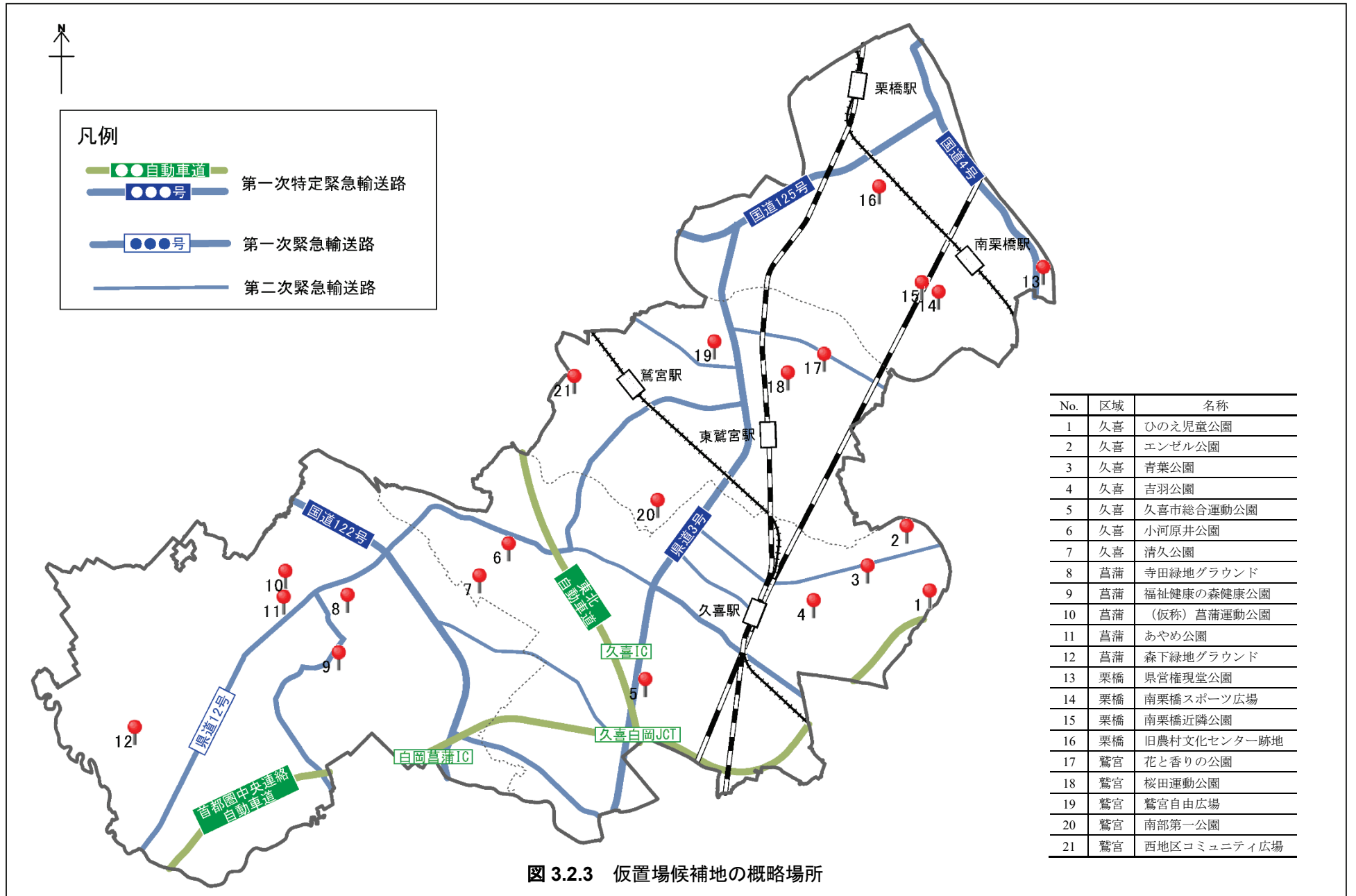


図 3.2.3 仮置場候補地の概略場所

2.5km

## ■ 災害応急対応

被害状況に応じて災害廃棄物量から、必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する箇所を決定する。

使用する一次仮置場では、使用前に可能な範囲で土壌汚染状況を確認し、仮置きする災害廃棄物の性状に合わせて土壌汚染防止策を検討するとともに、管理小屋、フェンス、消火用水槽等の必要設備を設置する。

また、設置・運営管理を委託する場合は、早急に積算を行ったうえで、早い段階で適切に委託契約を締結する。

図 3.2.4 に一次仮置場イメージを示す。

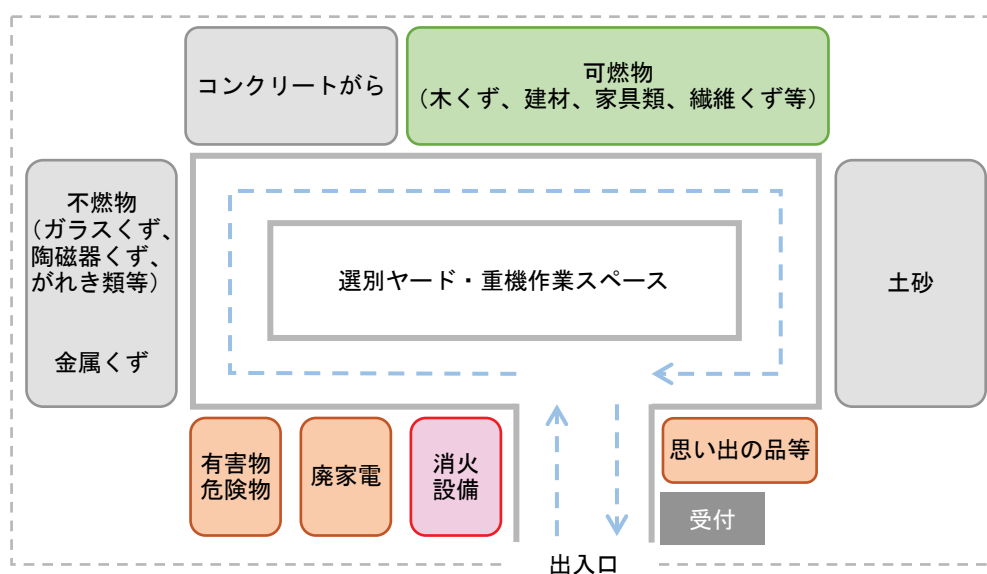


図 3.2.4 一次仮置場イメージ

## ■ 復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗に合わせて、周辺への生活環境改善が必要な仮置場から順次閉鎖する。閉鎖する仮置場は土壌調査等を実施したうえで返還する。

復旧・復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるので、渋滞解消策等を適宜検討する。

また、使用中の全ての仮置場で環境モニタリングを継続して実施する。

### 3.2.6 仮設処理施設

#### ■ 災害予防

一次仮置場において粗選別を行った災害廃棄物を二次仮置場で中間処理する。中間処理は、災害廃棄物の性状等に合わせて破碎、選別、焼却等を組合わせて実施する。

二次仮置場ではこれらの機能を集約し、効率的に災害廃棄物の減量化、資源化を図る。大規模災害時には、本市の被災状況によって、県へ二次仮置場機能を事務委託する必要がある場合がある。

二次仮置場のイメージを図 3.2.5 に示す。二次仮置場は、災害廃棄物を処理するまでの間に仮置きするスペース、処理設備を配置するスペース及び処理後の廃棄物や資源物を仮置きするスペースを併せ持つ必要がある。

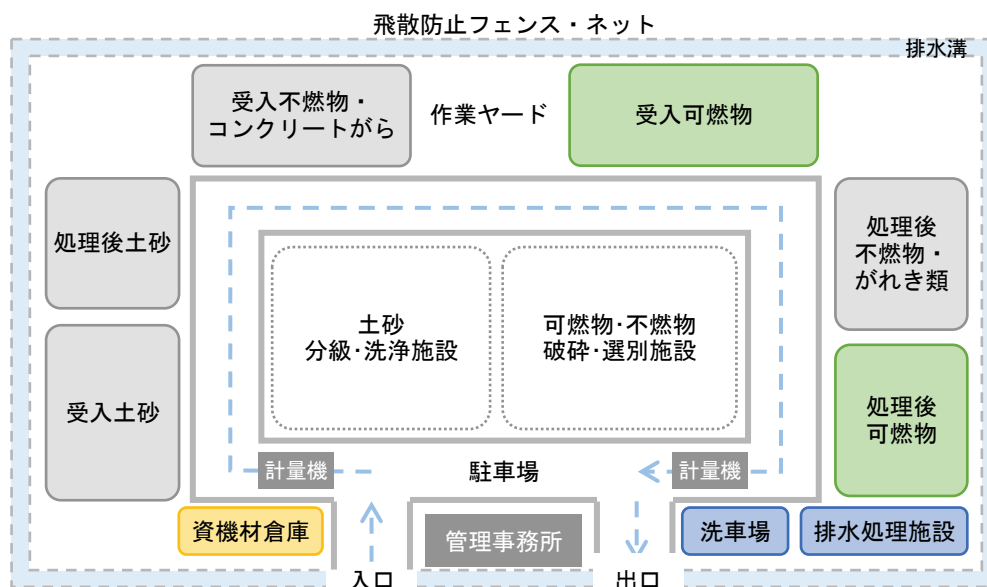


図 3.2.5 機械選別等を行う二次仮置場のレイアウトイメージ

#### ■ 災害応急対応

被害状況を踏まえ災害廃棄物量が、本市を含めた周辺自治体の一般廃棄物処理施設の余力及び産業廃棄物処理施設の受入可能量の合計値（処理期間内での処理可能量）を上回る場合には、県と協議のうえ、仮設処理施設の設置検討を進め、災害廃棄物が復旧・復興の妨げにならないよう努める。

また、仮設処理施設の設置が決定した場合は、施設規模・種類、設置手続き等について県と協議を行う。

#### ■ 復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗状況を確認のうえ、処理ラインの見直しを適宜行い、処理期間内での処理完了を目指す。処理期間完了の数ヶ月前には二次仮置場を閉鎖する。仮設焼却炉の解体・撤去はダイオキシン類等の汚染が想定されるため、労働基準監督署等と協議したうえで、解体撤去作業を行い、解体撤去完了後に土壌調査等を実施し、返還する。

復旧・復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるので、渋滞解消策等を適宜検討する。

また、使用中の仮置場で環境モニタリングを継続して実施する。

### 3.2.7 環境モニタリング

環境モニタリングは、仮置場周辺の周辺住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害の防止することを目的とする。

#### ■ 災害予防

建物の解体現場及び災害廃棄物仮置場における環境モニタリング項目を表 3.2.11 に示す。

表 3.2.11 環境モニタリング項目

影響項目	調査項目・方法	実施頻度
大気質	粉じん：ろ過捕集による重量濃度測定方法	4回/年
アスベスト	アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）に定める方法	4回/年
騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境省）に定める測定方法	2回/年
振動	「振動規制法施行規則」（昭和51年11月、総理府）に定める測定方法	2回/年
土壌	「土壌汚染対策法」（平成14年5月）に定める方法	処理前後
悪臭	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年9月）に定める方法	4回/年
水質	「排水基準に定める省令の一部を改正する省令」（平成30年8月）に定める方法	2回/年

仮置場における火災防止対策の観点からも、警備員を夜間にも常駐させ、定期的に仮置場の見回りを行う。また、可燃物を仮置きしている場合は可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行う。

このほか、建物の解体現場においても大気（粉じん、アスベスト）、騒音・振動等を定期的に測定するとともに、作業員の安全対策の状況も合わせて確認する。

#### ■ 災害応急対応

発災後は、平時の検討した環境モニタリング項目から、被災状況を踏まえて決定し、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所（PRTR 情報等）での環境モニタリングを実施し、その結果を適時公表する。

腐敗性廃棄物を優先的に処理し、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤、シート被覆等の対応を実施する。

仮置場での火災対策では、廃棄物の性状に応じ積み上げ高さの制限（5m以下）、堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置等を実施するほか、必要に応じて定期的に温度計測を行う。火災発生時の初期消火機材、訓練等の体制を整える。

#### ■ 復旧・復興

引き続き、建物の解体・撤去現場や仮置場での環境モニタリングを定期的実施する。

### 3.2.8 再生利用

#### ■ 災害予防

災害廃棄物は、処理方法によって再生利用可能なものを多量に含んでおり、その有効活用が復旧・復興時の資材として多く活用されることから、積極的に再生資材として有効利用していくものとする。表 3.2.12 に再生利用する再生資材を示す。

また、再生資材の再生事業者（引取先）を表 3.2.13 に示す。

表 3.2.12 再生利用する再生資材

災害廃棄物（発生源）	再生資材	利用用途等
コンクリートがら	再生砕石	復興資材（道路路盤材等）
金属くず	金属	金属くず
木質類（柱・角材）	チップ、ペレット	サーマルリサイクル（燃料）、マテリアルリサイクル（資材）
可燃物（焼却対象）	焼却灰	セメント原料等
土砂（洪水堆積物）	土砂	復興資材（盛土材等）

表 3.2.13 再生資材の再生事業者

再生資材	事業者名	資源化方法・処理量	住所
焼却残さ	メルテック㈱	路盤材原料化 408t/年	栃木県小山市大字梁字愛宕 2333-29
	太平洋セメント㈱熊谷工場	セメント原料化 272t/年	埼玉県熊谷市三ヶ尻 5310
	ツネイシカムテック㈱	路盤材原料化 238t/年	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山 250-1
ガラスくず	ガラスリソーシング㈱	造粒砂製造 59t/年	千葉県銚子市春日町 740-1

#### ■ 災害応急対応

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、一次・二次仮置場では可能な限り分別を行う。また、仮置場で害虫、悪臭が発生した場合は、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

再生資材の発生量に応じて、関係機関と調整のうえ、保管場所を設ける。

#### ■ 復旧・復興

復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択し、品質・安全性に配慮した処理を行う。

### 3.2.9 最終処分

#### ■ 災害予防

本市が最終処分している一般廃棄物最終処分場の概要を表 3.2.14 に示す。

表 3.2.14 一般廃棄物最終処分場の概要

施設名	埋立容量	処分対象物
埼玉県環境整備センター	1,930,000m <sup>3</sup>	不燃残さ
新草津ウェイトパーク	850,000m <sup>3</sup>	資源残さ
新和企業有限会社一般廃棄物管理型処分場	3,804,000m <sup>3</sup>	汚泥

関東平野北西縁断層帯地震発生時の焼却残さ、不燃物を合わせた最終処分発生量は、表 3.2.15 に示すとおり、約 24,000m<sup>3</sup> と推定される。

表 3.2.15 災害発生時の最終処分発生見込み量（関東平野北西縁断層帯地震）

焼却残さ	不燃物	計
1,685t	34,251t	35,936t
1,123m <sup>3</sup>	22,834m <sup>3</sup>	23,957m <sup>3</sup>

※見かけ比重 1.5t/m<sup>3</sup>

#### ■ 災害応急対応

最終処分場は限られたスペースであるため、再生・焼却処理がどうしても不可能なものに限定して最終処分する。

また、安全性確保のため当分の間は、災害廃棄物は一般住民の直接搬入は認めず、本市が搬入した廃棄物のみ処分する。

本市は平時から、市外の最終処分場を活用しているため、輸送ルート・受入態勢について県・関係機関と協議のうえ、表 3.2.14 に示す最終処分場へ搬入する。その際は、当該自治体の条例に基づき、事前協議を行うものとする。

## ■ 復旧・復興

災害廃棄物の発生量及び要処理量を適宜見直し、合わせて最終処分量についても適宜見直しを行う。見直し結果に基づき、外部での処分が必要な場合は、県等と協議のうえ、民間の最終処分場を含め、外部の最終処分先を確保し処分を委託する。

なお、処分にあたっては、リサイクルに努めたいうで、再生利用が困難なものを適切な処分場で処分するものとする。

### 3.2.10 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

#### ■ 災害予防

本市における関東平野北西縁断層帯地震発生時の全半壊・焼失建物棟数は埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）、地域防災計画によると、合計で 3,166 棟と推定されている。

表 3.2.16 地震被害想定（関東平野北西縁断層帯地震）

名称	木造（棟）	非木造（棟）	合計（棟）
建物総数	44,630	10,953	55,583
全壊	470	66	537
半壊	2,368	198	2,566
焼失			63
計			3,166

注) 数値の丸めにより合計値が合わない箇所がある。

家屋・建屋等の解体は、**図 3.2.6** の手順を基本として行うものとする。また、解体・撤去においては、事前にアスベスト含有調査等を実施し、解体撤去工事によるアスベスト等の汚染を防ぐものとする。

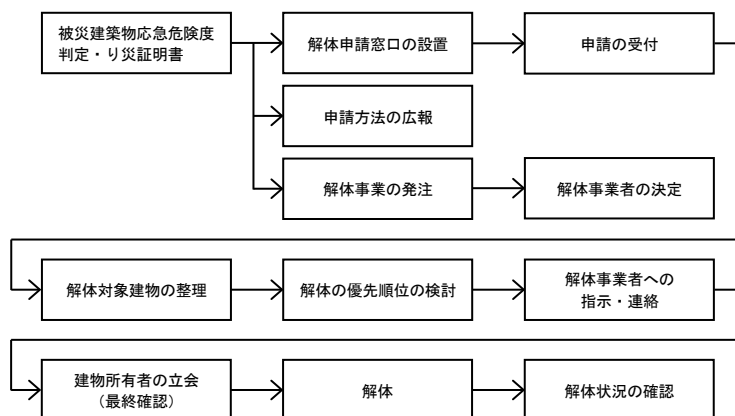


図 3.2.6 家屋・建屋等の解体手順

（出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）を一部改変）



## ■ 災害応急対応

---

災害対策本部等から、全壊・焼失家屋数に係る情報を入手し整理する。

建物の解体・撤去については、所有者等の申請に基づき実施するが、応急対応として、土砂・洪水等で流出した損壊建物や地震で道路上に倒壊等した建物等の解体・撤去は、人命救助、ライフラインの確保等の一環で、災害廃棄物の発生状況を把握するための現地調査や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

がれき状態になっているものについては、所有者の同意なしに撤去することや、撤去予定の表示をしたうえ一定期間連絡がないものについては撤去する。

## ■ 復旧・復興

---

解体・撤去にあたっては、関係部署と調整のうえ解体・撤去の優先順位を決定したうえで、入札等により解体事業者を決定し、順次、解体・撤去を進める。

解体・撤去の事前調査でアスベスト等の有害物質の使用が確認された建物を解体する場合は、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等に基づく必要な手続きを行い、有害物質を除去した後に、適正に処分する。

また、解体・撤去では建設リサイクル法に基づく届け出を行う必要がある。

### 3.2.11 広域的な処理・処分

#### ■ 災害予防

大規模災害発生に備え、県及び近隣自治体と広域処理・処分に係る連絡体制や手順について、協議を進めるとともに、情報共有や訓練を実施する。

広域処理・処分では、産業廃棄物処分場や一般廃棄物処分場を所有する県外の自治体等と事前に災害廃棄物処理に係る協定締結について検討する。

また、広域処理の支援側となることも想定し、本市の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きを予め定めるとともに、必要に応じて周辺住民への説明を行う。

なお、本市が災害等に係る協定を締結しているのは表 3.2.17 のとおりである。

表 3.2.17 災害時応援協定を締結している自治体

NO.	自治体名	協定名及び内容
1	埼玉県全市町村	災害時における相互応援に関する協定
2	茨城県結城市	〃
3	愛知県刈谷市	〃
4	長野県青木村	〃
5	青森県野辺地町	〃

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

#### ■ 災害応急対応

大規模災害により、市内で計画的に災害廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、広域処理を検討するため、県と協議を行う。

#### ■ 復旧・復興

広域処理が必要と判断した場合には、実施に向けた調整を行う。なお、他自治体との応援協定に基づく広域処理においては、改めて、処理可能量や受入基準等について確認し、広域処理を実施する。

また、県から支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況等から受入の可否、受入可能量等の検討を行い、速やかに連絡する。

支援（委託処理）を行う場合は、要請先の自治体と受入手続きを迅速に進め、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、住民合意形成を図る。

### 3.2.12 適正処理が困難な廃棄物（有害廃棄物を含む）の対策

#### ■ 災害予防

市内には表 3.2.18 に示すような有害・危険物質が取扱・保管されており、PRTR 制度に基づく主な届出事業所としては表 3.2.20 に示す事業所が存在している。

有害物質・危険物取扱事業所を所管する関係機関と連携し、適切な保管及び災害時における対策を求める。

表 3.2.18 主な有害・危険物

有害廃棄物	鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）、化学合成油（潤滑油等）
	有機溶媒（シンナー、塗料等）、薬品類（農薬や毒物・劇物等）
	廃石綿（飛散性アスベスト）及びアスベスト含有廃棄物
	CCA 処理木材、ヒ素含有石膏ボード
	PCB 含有機器（トランス・コンデンサ等）
	ガスボンベ（LP ガス、高圧ガス等）、フロンガス封入機器（業務用冷凍機器、空調機器等）
	アンモニアガス封入機器（業務用冷凍機器）
	消火器
	火薬、花火、猟銃の弾丸等
	感染性廃棄物

また、災害時における有害・危険物取扱い及び安全対策に係る関係機関を表 3.2.19 に示す。

表 3.2.19 有害・危険物の関係機関（相談先）

NO.	関係機関	窓口・会員等	TEL.
1	埼玉県危険物事故防止連絡会	埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8161
2	(公社) 埼玉県危険物安全協会連合会	久喜地区防火安全協会	0480-21-2712
3	埼玉県石油業協同組合	事務センター	049-235-5111

#### ■ 災害応急対応、復旧・復興

有害物・危険物の保管リストを基に、流出・飛散等が発生していないか事業所等へ確認を行う。万が一、流出・飛散等が発生していた場合は、有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、事業者とともに調査を行い、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、適切な処分を求める。

災害廃棄物の内、混合系の廃棄物には有害物質が含まれている可能性があるため、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水等による防塵対策の実施等、労働環境の確保を図るとともに安全対策を徹底する。

所有者不明の有害物質を含む廃棄物は、関係機関と調整のうえ処理ルートを確認する。

表 3.2.20 有害物質の保管リスト (PRTR 制度に基づく主な届出事業所：平成 28 年度)

NO.	事業所	住所	保管物質	業種
1	株式会社向山工場	河原井町 1 番地	カドミウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、ダイオキシン類、鉛化合物、バナジウム化合物、マンガン及びその化合物	鉄鋼業
2	NSK マシナリー株式会社	菖蒲町昭和沼 5 番地	トルエン	一般機械器具製造業
3	YKKAP 株式会社	菖蒲町台字南 110	マンガン及びその化合物	金属製品製造業
4	株式会社徳力本店	菖蒲町昭和沼 2 番地	塩化第二鉄、銀及びその水溶性化合物、ニッケル	その他の製造業
5	株式会社広岡鉄工	河原井町 5 番地	塩化第二鉄	輸送用機械器具製造業
6	竹野株式会社	菖蒲町新堀 776	エチルベンゼン、キシレン、フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	プラスチック製品製造業
7	日本マタイ株式会社	菖蒲町昭和沼 22 番地	トルエン	プラスチック製品製造業
8	藤倉化成株式会社	桜田 5-13-1	トルエン、エチルベンゼン、キシレン	化学工業
9	日本鑄鉄管株式会社	菖蒲町昭和沼 1 番地	エチルベンゼン、キシレン、トリエチルアミン、トルエン、ニッケル、スチレン、メチレンビス (4,1-フェニレン) = ジイソシアネート	鉄鋼業
10	富双合成株式会社	河原井町 21 番地	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	プラスチック製品製造業
11	株式会社エフテック	菖蒲町昭和沼 19	塩化第二鉄、有機スズ化合物、ニッケル、マンガン及びその化合物	輸送用機械器具製造業
12	亜細亜工業株式会社	河原井町 22 番	アクリル酸エチル、エチルベンゼン、キシレン、クメン、酢酸ビニル、スチレン、1,2,4-トリメチルベンゼン、トルエン、ナフタレン、マンガン及びその化合物、無水マレイン酸、メタクリル酸 他	化学工業
13	株式会社資生堂	清久町 5 番地	塩化第二鉄、2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール、ドデシル硫酸ナトリウム、4-ヒドロキシ安息香酸メチル、ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド、ポリ (オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	化学工業
14	久喜ロール工業株式会社	河原井町 42 番地	ニッケル	ゴム製品製造業

### 3.2.13 思い出の品

#### ■ 災害予防

---

位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品）が仮置場の選別工程で発見された場合は集約し、閲覧・引渡しする方法を検討する。

具体的には、位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り分別及び洗浄を実施し、市で台帳を作成したうえで保管し、持ち主に返却できるよう広報を行う。

また、有価物（現金、株券、金券、商品券、貴金属等）を発見した場合は、発見日時・発見場所・発見者氏名を記載して保管し、その日毎に本市職員が警察署に届ける等のルールを定める。

#### ■ 災害応急対応、復旧・復興

---

思い出の品や貴重品は、仮置場内の保管場所の確保し、ルールに従って保管・広報・返却等を行う。その他、古文書や歴史資料など貴重な文化財も安易に廃棄せず、可能な限り保全に努める。

また、貴重品の取扱いについては、警察と連携を図る。

### 3.2.14 避難所ごみ・生活系ごみ

#### ■ 災害予防

---

##### (1) 避難所ごみ

避難所等の環境衛生保全のため、被災者救援班と連携を図り、収集は被災後 1.5 日以内を目途に開始する。避難所ごみは、平時における指定のごみ分別区分に従い分別を行ったうえで、避難所に設置するごみ置き場・集積場所から収集を行う。なお、被災状況や収集体制等により適宜ごみ分別区分の見直しを行う。

被災状況によっては、平時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、他自治体からの支援車両等による収集を行う。

なお、ごみ集積所は、居住スペースや調理場所等、衛生に注意を払わなければならないところからある程度離れ、かつ収集車が回収しやすい場所に設置し、常に清潔に保つ必要がある。

また、医療系等の有害・危険廃棄物については、取扱いに注意し密閉保管するように周知する必要がある。

##### (2) 生活系ごみ

生活系ごみについては、可能な限り、被災後 1.5 日以内を目途に通常の収集体制を確保する。被災状況により区域を分けて収集するが、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、状況に応じて早朝・夜間収集等に対応する。

平時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行ったうえで、腐敗性の高いものや食品残さ等を優先して回収する。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行う等の措置を講じる。

また、災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合は、必要に応じて支援要請を行い、他自治体の焼却施設での処理を委託する。不適正排出や、道路・公園等への不法投棄等を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロール等を行う。

#### ■ 災害応急対応

---

避難所開設、避難所外避難者数等の情報を速やかに把握し、収集体制、収集ルート等の検討を行う。また、通常体制での収集が困難な場合、支援要請を行い早期に収集体制を構築する。

避難所ごみを含む生活系ごみについては、プラスチック系ごみが増える傾向にあるものの、平時の生活系ごみ処理量と著しい差はないと考えられるため、既存の処理施設での処理が原則となる。

#### ■ 復旧・復興

---

避難所の閉鎖状況や各地区の居住者数等の情報を収集し、収集体制、収集ルート等の見直しを行う。また、ごみ処理施設の復旧状況に応じて、処理先の見直しも行う。

### 3.2.15 し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、合わせて計画的な収集体制を整備する。

## ■ 災害予防

### (1) 必要資機材

し尿等の発生量及び仮設トイレ必要量予測を表 3.2.21 に示す。本市のし尿等の収集運搬能力及び処理能力は以下のとおりであり、収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては対応が困難になるため、必要に応じて支援要請を行い、他自治体の焼却施設での処理を委託する。

また、被災状況によっては、避難所外避難者や下水道の被災によって自宅トイレの使用ができない住民が、仮設トイレを使用することも想定されるため、仮設トイレ利用者は増加することが想定される。

仮設トイレの配備数の決定にあたっては、指定避難所に設置されている男女別トイレの数、多目的トイレの有無等を把握し、収容可能人数等の諸条件を考慮して定める。仮設トイレは避難所外避難者や高齢者、障がい者、女性に配慮したものとし、夜間の使用も考慮するほか、安全性、防犯性、プライバシーが確保できる構造・配置とする。

仮設トイレの配備については、被災後 1.5 日以内に着手し、避難者数に応じた数を確保する。

避難所等における清潔なトイレの維持は、被災者の健康維持と感染症予防のためにも重要であることから、被災者救援班と連携し管理する。

表 3.2.21 し尿発生量及び仮設トイレ予測（関東平野北西縁断層帯地震）

発災後日数	避難所避難者数（人）	し尿発生量 （kL/日）	仮設トイレ数 （基）
1 週間後	2,100	4.3	19

また、し尿発生量等から推計される収集運搬車両の必要台数を表 3.2.22 に示す。

表 3.2.22 し尿収集運搬車両必要台数

仮設トイレ設置場所数 （箇所）	バキューム車必要台数	
	1.8kL 車（3 箇所／台）	3.6kL 車（4 箇所／台）
19	7 台	5 台

また、仮設トイレの備蓄場所、使用方法等を防災訓練、広報等で住民へ周知しておくものとする。

## (2) 仮設トイレの設置、し尿の収集運搬、処理

仮設トイレの設置、し尿の収集運搬について、被災後の迅速な対応のため、環境班・下水道班、県、し尿収集運搬業者、仮設トイレ保有事業者等と情報共有と連携を図る。

平時においては、災害時の通信手段、支援内容等を確認し、応援協定の締結を図る。本市の仮設トイレの設置、し尿の収集運搬、処理に係る協定は表 3.2.23 のとおりである。

表 3.2.23 仮設トイレのレンタル、し尿の収集運搬、処理に関する応援協定締結団体

団体名	連絡先	応援協定内容（概要）
㈱アクティオ久喜営業所	TEL. 0480-28-1381	仮設トイレの物資供給

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

近隣自治体も同時に被災した場合、支援も受けられない可能性が高く、流域下水道処理施設が被災し、水洗トイレが使用できないことも想定されることから、以下の対策を行う。

- ① 市内レンタル業者に対し、保有の仮設トイレの優先的利用の協定締結
- ② 災害時利用可能トイレ・収集運搬車両の備蓄・整備に努める。
- ③ し尿処理施設の補強や耐震化、浸水対策等を図る。
- ④ し尿処理施設、下水道処理施設、農業集落排水処理施設の被災の際の対策を検討する。
- ⑤ 一般家庭に対し、簡易トイレの備蓄、普及啓発を図る。

## ■ 災害応急対応

- ① 避難人数を把握する等、避難所等に必要な仮設トイレの数と種類を算出する。
- ② 備蓄資材が不足する場合等、必要に応じ、県に支援を要請し、応援協定等による他自治体、関係団体からの協力を得て、仮設トイレ（消臭剤等を含む）を確保、優先順位に配慮のうえで設置を行う。
- ③ し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。
- ④ 仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について住民へ継続的な指導を行う。
- ⑤ 下水道処理施設、農業集落排水処理施設が被災した場合、下水が未処理のまま溢水するおそれがあるので、放流水の消毒などの措置を講じる。

## ■ 復旧・復興

- ① 避難所の閉鎖や縮小に合わせて仮設トイレの撤去を行う。



### 3.3 住民への広報・啓発

#### 3.3.1 広報

##### ■ 災害予防

広報手段は表 3.3.1、広報する内容は表 3.3.2 のとおりとする。

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行う。

また、速やかな情報公開、過不足をなくするため、情報公開の雛形を作成する。

表 3.3.1 広報手段

対象者	広報手段
庁内各課	庁内放送、庁内電話、庁内電子メール、庁内 Web 等
一般住民、被災者	防災行政無線、消防防災無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報紙、報道機関等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX 等
報道機関	電話、FAX、文書、会見等
その他	掲示板、チラシ、インターネット等

表 3.3.2 広報内容

時系列	広報手段
平時	情報入手手段 災害廃棄物処理計画（本計画） 災害廃棄物発生量、処理処分方針の周知 災害廃棄物に関する事例の紹介 等
発災後	仮設トイレ場所、緊急仮置場の場所 仮置場の場所、仮置場搬入ルール、思い出の品の保管状況 便乗ごみ、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止 危険物・有害物質への対応、衛生確保に関する情報 災害廃棄物に対する問合せ先 災害廃棄物処理進捗状況 等

##### ■ 災害応急対応

- ① 発災直後は、緊急情報（仮設トイレ、危険物・有害物の取扱い、生活系ごみ・災害廃棄物の排出方法等）に限って発信する。
- ② 避難所の場所とともに仮設トイレ設置場所、発災直後のごみ出しルールを避難者や住民に周知する。
- ③ 緊急仮置場、一次仮置場等の場所を選定し、仮置場への搬入ルールとともに仮置場の場所を住民、ボランティア、関係機関等に連絡する。
- ④ 危険物・有害物の漏洩等が判明した場合は速やかに周辺住民、関係機関に立ち入り禁止区域等を周知する。
- ⑤ 災害廃棄物の収集が本格化しはじめたら、より具体的な情報を提供していく。

- ① 「災害廃棄物処理実行計画」に基づき災害廃棄物処理のスケジュール、二次仮置場運営状況等の情報を提供し、災害廃棄物処理への理解を広げる。
- ② 損壊家屋への対応方針、補助の申込方法等住民生活の復旧・復興に必要な情報を提供する。

### 3.3.2 相談窓口の設置

住民からの相談・苦情へ対応するため、専用の住民窓口を設置し、一元的に対応する。住民からの相談・苦情の内容については、庁内での情報の共有化を図るため、対応を行った担当者が記録・整理し、集約を行う。

災害廃棄物の排出方法や注意事項等の内容を記載したチラシを窓口に着用しておく。

家屋解体の申込等については、申込書類が複雑であること、申込人数の殺到が予測されることから、対応時は専用窓口を設け、十分な人員を配置する。

### 3.4 発災時における県への事務委託

被害が甚大であり、本市のみで対応することが困難である場合は、県に災害廃棄物処理に関する事務委託を行う。

#### ■ 災害予防

---

- ① 県及び自治体で予め協議し、県への事務委託の判断について検討する。
- ② 事務委託を行う場合の手続きを明確にしておく。

#### ■ 災害応急対応

---

- ① 被災状況、災害廃棄物発生量等を確認し、本市の対応を検討する。
- ② 本市のみで対応することが困難と判断した場合は、事前の協議に基づき、県への事務委託を要請する。
- ③ 県及び本市の役割について明確化する。

#### ■ 復旧・復興

---

- ① 県の行う事務に協力する。

### 3.5 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害の被害状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、「災害廃棄物実行計画」を策定する。

#### ■ 災害応急対応

---

- ① 災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画を見直し、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
- ② 実行計画では、被災状況と災害廃棄物の量のほか、処理体制や災害廃棄物の処理方法、処理スケジュール等について定める。

#### ■ 復旧・復興

---

- ① 復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗に合わせて、実行計画の見直しを行う。
- ② 災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直しする。
- ③ 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。
- ④ 処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化等に応じ、処理フローの見直しを行う。
- ⑤ 道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の場所を踏まえ収集運搬方法の見直しを行う。
- ⑥ 設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討する。
- ⑦ 仮置場の返却にあたっては、土壌分析等を行う等の土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行う。

久喜市災害廃棄物処理計画

発行 平成 31 年 3 月（組織については平成31年4月1日施行）

編集 環境経済部 ごみ処理施設建設推進課

住所 久喜市菖蒲町新堀 38

TEL. 0480-85-1111（代表）

FAX. 0480-85-1788

Email [shigenjuncan@city.kuki.lg.jp](mailto:shigenjuncan@city.kuki.lg.jp)